

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	保護司制度の現状と課題
他言語論題 Title in other language	Current Status and Issues of the Probation Volunteer System
著者 / 所属 Author(s)	石原 隆史 (ISHIHARA Takashi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	890
刊行日 Issue Date	2025-2-20
ページ Pages	1-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	保護司法の国会審議、保護司制度の現状を概観し、これまでの保護司法の形成過程を振り返り、保護司制度の課題について持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の議論を中心に紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

保護司制度の現状と課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 行政法務調査室主任 石原 隆史

目 次

はじめに

I 保護司制度

- 1 官民協働態勢
- 2 保護司の使命、定数、選任
- 3 保護司の職務
- 4 保護司の報酬等
- 5 保護司の組織、地方公共団体の協力

II 保護司制度の現状

- 1 保護司に関する統計
- 2 保護司制度の運用

III 保護司制度の沿革

- 1 保護司制度の源流
- 2 戦前の動き—旧少年法、思想犯保護観察法、司法保護事業法の成立—
- 3 戦後の動き—犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法の成立—

IV 保護司制度に関する提言等

- 1 保護司制度の運用についての一部答申
- 2 保護司制度の充実強化に関する建議
- 3 提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」
- 4 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書『更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり，地域づくりを目指して—』
- 5 保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書

V 保護司制度の課題

- 1 報告書の全体像
- 2 推薦・委嘱の手順、年齢条件
- 3 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化
- 4 待遇、活動環境
- 5 保護司の使命等
- 6 保護司の安全確保

おわりに

キーワード：保護司、更生保護、ボランティア、保護観察官

要 旨

- ① 保護司は、民間ボランティアでありながら、犯罪者等の社会内処遇の重要な役割を担っている。保護司制度については、我が国の人口減少、都市化に伴う地域コミュニティの希薄化等の事情により、なり手が少なくなっており、その安定的確保が課題であると指摘されてきた。法務省では、保護司のなり手の安定的確保のために審議会等において対策を練るなどして施策を講じてきており、直近では、令和5年5月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」において議論が行われてきたところである。
- ② そこで、まず保護司法の制定時・改正時の国会審議を振り返って、同法がいかなる立法趣旨の下に立法されたかを明らかにする。次に、同法を取り巻く状況が現在どのようになっているか、同法がどのように運用されているかを紹介する。
- ③ 次に、保護司制度については、明治時代における篤志家による免囚保護に始まる長い歴史を有しており、民間の活動が徐々に国の制度に取り入れられていったこと、戦後すぐにGHQとの間の折衝において更生保護の担い手の在り方についての路線の違いがあったこと、それぞれ十分な予算が確保できずに新制度が発足し、その後も予算不足が恒常化してきたことという歴史を概観する。
- ④ 保護司法制定後においても、担い手の確保等は早くから課題となっており、審議会等において様々な提言等がなされ、それに応じた施策も講じられてきた。主な提言等及びそれに基づいて今日の保護司制度の運用が形成されてきた過程を振り返る。
- ⑤ 最後に、保護司制度の課題について、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書及びその議論を中心に紹介する。同検討会では、処遇活動と地域活動の一方のみを担当する分担制や労働の対価としての給与の支給を受ける報酬制は、それぞれ「なじまない」とされた。ただ、保護司活動を無理なく継続できるように保護司実費弁償金を充実するものとされた。また、検討会において検討がなされている令和6年5月に保護司が自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が発生し、保護司の安全確保についても急遽議論が行われ、取りまとめがなされたところである。

はじめに

犯罪者や非行少年に対する処遇には、刑事施設や少年院に収容して行う施設内処遇（矯正）と社会で生活する対象者に対して行う社会内処遇（更生保護）がある。保護司は、社会奉仕の精神を持って、犯罪者や非行少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防を図るための活動に従事する民間ボランティアである⁽¹⁾。社会内処遇である保護観察は、常勤の国家公務員である保護観察官⁽²⁾の直接担当等の場合を除き、保護観察官と保護司が、事件の主任官及び担当保護司として関わる協働態勢の下実施されている⁽³⁾。保護司制度は、犯罪者等の社会内処遇の重要な役割を民間ボランティアである保護司が担うという「我が国独特の制度」⁽⁴⁾とされている。そこで保護司は、保護観察官の作成した実施計画に基づき、対象者と日常的に接触し、その状況を見守り、生活相談や指導助言を行うなどマンツーマンで対象者に関わっていく⁽⁵⁾。そのような伴走型の支援が対象者の心に響き、これに応える努力に向かうことが多く、更生のきっかけとなるとされる⁽⁶⁾。また、「欧米に比して我が国の犯罪状況が比較的安定しているのは、無報酬で犠牲的な努力を強いられながらも、犯罪者の更生保護に善意と情熱を傾けている保護司の陰の力によるものといえるであろう」と評されている⁽⁷⁾。

保護司制度については、我が国の人口減少、都市化に伴う地域コミュニティの希薄化等の事情により、なり手が少なくなっており、その安定的確保が課題であると指摘されてきた。法務省では、保護司のなり手の安定的確保のために審議会等において対策を練るなどして施策を講じてきている。

直近では、令和5年5月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」において議論が行われていたところ、令和6年5月に滋賀県大津市において、保護司が自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案（以下「大津事案」という。）が発生した。そこで、同検討会においては、保護司の安全確保についても急遽議論が行われ、同年10月に牧原秀樹法務大臣に報告書が提出された。

本稿では、保護司法⁽⁸⁾（昭和25年法律第204号）等の制定時からの国会審議によりその立法

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7（2025）年1月27日である。また、組織名、役職名等は当時のものである。

- (1) 日本更生保護学会編『更生保護学事典』成文堂、2021、p.244。
- (2) 保護観察官は、常勤の国家公務員であり、「医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とされている（更生保護法（平成19年法律第88号）第31条第2項）。
- (3) 松本勝編著『更生保護入門 第6版』成文堂、2022、p.80。更生保護法第61条第1項。なお、同法第32条では、「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、…（中略）…地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。」とされている。
- (4) 宮澤浩一「更生保護50年に寄せて—民間人の寄与を中心として—」更生保護50年史編集委員会編『更生保護の課題と展望—更生保護制度施行50周年記念論文集—』法務省保護局、1999、p.3。
- (5) 今福章二・小長井賀興編『保護観察とは何か—実務の視点からとらえる—』法律文化社、2016、pp.6-7。なお、「保護観察官は、対象者との初回面接のほかは、釣師が浮子（うき）を見詰めるように保護司からの月例の報告書を待ってこれを注意深く点検し、時に特別の呼出し・往訪等の方法による面接をし、措置をとるという態勢が採られている」とされる（安形静男「社会内処遇の展開」『罪と罰』33(4)、1996.8、p.26.）。
- (6) 今福・小長井編 同上
- (7) 藤本哲也「地域における保護司活動への期待」『更生保護』50(4)、1999.4、p.9。
- (8) 以下、保護司法については法律名を付さず条名のみを表記する。

趣旨を明らかにする（第Ⅰ章）とともに、保護司制度の現状を概観した後（第Ⅱ章）、このような保護司制度、特に保護観察官と保護司の協働態勢が形成されてきた経緯（第Ⅲ章）、これまでの審議会等における提言等（第Ⅳ章）に触れ、同検討会の報告書及びそれが作成されるまでの議論を中心に現在の制度の課題（第Ⅴ章）について概観する。

I 保護司制度

保護司制度は、更生保護全般を定める昭和24年の犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)に引き続いて昭和25年に制定された保護司法の定めるところによる。そこでまず、制定時や改正時の国会審議等からどのような想定でこれらの立法がなされたかについて概観する。

1 官民協働態勢

まず現在の保護司法の基本的な官民協働態勢の在り方、すなわち更生保護を全て専従職員で行うのではなく民間人である保護司に担わせる理由については、制定時の国会審議における政府の説明では、①保護観察には指導監督のほかに補導援護があり、補導援護は専従職員では円滑に進められず、就職の世話など地域における篤志家に委託した方がうまくいく、②できるだけ保護観察官を置いて相当部分の業務を行いたいが、国家財政の関係もあり、必ずしも理想どおりには実現できないということが挙げられている⁽⁹⁾。

なお、更生保護法（平成19年法律第88号）第32条において、保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方更生保護委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、それぞれ地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するとされている。ここに「保護観察官で十分でないところを補い」⁽¹⁰⁾とは、地域の実情に通じているという意味での地域性と、常勤の公務員としての保護観察官にはない民間性を処遇にいかすことを趣旨とするものと解されている⁽¹¹⁾。

2 保護司の使命、定数、選任

保護司法を逐条的に見ていくと、第1条では、保護司の使命を「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発

(9) 第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 昭和25年4月4日 pp.6-7. (池田浩三政府委員(検事(中央更生保護委員会事務局少年部長)) 答弁)

(10) この規定は、元々、犯罪者予防更生法第19条の「保護観察官で充分でないときは、司法保護委員をして」という規定であったところ、昭和27年に「保護観察官で充分でないところを補い」と改正された。その理由は、「従来の書き方では、保護観察官の数が足りないから手伝って貰うといった感じを与えるので、今度は保護観察官で充分でないところを補い、即ち観察官の数が足りないからばかりでなく、対象者と同じ村や町に居て、四六時中保護監督ができ、しかも社会奉仕の念に燃え、手弁当でやられるので観察官が数足りても、なお不十分な面を補充されるものであることを表わしたのである。」と説明されている(斎藤三郎『更生保護のあゆみ』1977, pp.46-47.)。

(11) 川出敏裕・金光旭『刑事政策 第3版』成文堂, 2023, p.254. なお、地域性については、「一定地域内での定住と社会参加の経験から個人が会得する地域内事情への通曉性のような側面が強調されている」として、実務的には、対象者との接触・交流の至便性、社会資源との関係付けの容易性、「われわれ意識」による共感性などがコンセプトとして多用されているようにみえるとされる(藤野隆「保護司の地域性再考」『更生保護と犯罪予防』132号, pp.15-16; 岡邊健「「立ち直り」支援において地域の持つ意味—保護司へのインタビュー調査に基づく検討—」『司法福祉学研究』18号, 2018, pp.15-16.)。

に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」としている⁽¹²⁾。

保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（保護区）⁽¹³⁾に置き、保護司の定数は、全国を通じて、5万2500人を超えないものとされている（第2条）。この定数については、制定時の国会審議における政府の説明では、保護司の前身である司法保護委員の当時の定数4万2000人⁽¹⁴⁾を約1万人増やしたものであり⁽¹⁵⁾、その根拠としては、保護観察の事件数⁽¹⁶⁾が今後増えていくとして一人2件担当すれば5万2500人で間に合う、予算的にも手当が大体5万2500人分となっており、あまり多くなっても適任者が得られない⁽¹⁷⁾、ということが挙げられている。

保護司は、①人格及び行動について、社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有することという全ての条件を具備する者⁽¹⁸⁾のうちから、法務大臣が委嘱する（第3条第1項）。この委嘱は、地方更生保護委員会の委員長に委任することができ、保護観察所の長があらかじめ保護司選考会の意見を聴いて推薦した者のうちから行う（同条第2項～第4項）。

保護司の欠格条項として、①禁錮以上の刑に処せられた者⁽¹⁹⁾、②日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者⁽²⁰⁾、③心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定める者⁽²¹⁾が挙げられている（第4条）。

(12) 制定時の第1条は、「この法律は、犯罪者予防更生法第19条の規定により…（中略）…事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的とする。」という目的規定であったが、昭和27年の法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和27年法律第268号）により改正された。

(13) 現在、全国に886の保護区が設けられている。

(14) 司法保護委員令（昭和24年政令第318号）に基づいて、昭和24年10月、司法保護委員の定数は、暫定的に4万1340人と定められた（更生保護制度施行十周年記念全国大会事務局編『更生保護10年のあゆみ—更生保護制度施行10周年記念—』更生保護制度施行十周年記念全国大会事務局、1959、p.15.）。この定員に対して、当時の実人員は、選考会で2回にわたって従来の司法保護委員の選考のし直しをした結果、全部で約3万人ぐらゐとされている（第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 前掲注(9)、p.5.（池田政府委員答弁））。

(15) 第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 同上、p.2.（池田政府委員答弁）

(16) 昭和25年の保護観察事件の新規受理件数は、5万9739件である（更生保護三十年史編集委員会編『更生保護三十年史』日本更生保護協会、1982、p.589.）。

(17) 第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 前掲注(9)、p.8.（池田政府委員答弁）。なお、「終戦後大変経済状態が変[わ]りまして、無報酬で篤志を以てこういう仕事に従事して下さる方は非常に少[な]くなりました。…（中略）…5万2500といった程度の数字であれば…（中略）…何とかお願いしてお引受頂ける方があるのではないかと述べられている（同、p.3.）。後の国会審議でも、保護司法制定当時である昭和25年度において司法保護委員の予算上の定数が5万2488人であったことから、これを参考にしたという答弁がある（第166回国会衆議院決算行政監視委員会第四分科会議録第2号 平成19年4月24日 p.3.（藤田昇三政府参考人（法務省保護局長）答弁））。

(18) 制定時の国会審議では、時間的余裕のある者のみを選ぶようにも見えるが、熱意、社会的信望、健康と活動力等の長所をもってカバーして、全体として大体この条件が満たされると思われるならお願いしようという考えたと説明されている（第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 同上、p.8.）。

(19) 刑法上の前科抹消や恩赦により復権した者は含まない趣旨とされている（同上、p.4.）。

(20) 制定時の国会審議における政府の説明では、保護司は、国家公務員法の適用はないが、法令により公務に従事する特別職の公務員なので、そのような政党又は団体を結成し、又は加入するのは望ましくないとしてこのような規定を考えた、現在（制定時）知る限りそのような政党や団体はないものとする、とされている（第7回国会参議院法務委員会会議録第26号 昭和25年4月15日 pp.2-3.（斎藤三郎政府委員（検事（中央更生保護委員会事務局長））答弁）；第7回国会衆議院法務委員会会議録第33号 昭和25年4月22日 p.4.（池田政府委員答弁））。

(21) 精神の機能の障害により保護司の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とされている（保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）第10条の2）。

保護司選考会は、保護観察所に置かれ、委員 13 人以内⁽²²⁾(東京は、15 人以内⁽²³⁾) をもって組織する(第 5 条第 1 項・第 2 項)。

保護司の任期は、2 年(再任可)とされる(第 7 条)。任期については、制定時の国会審議では、国会審議の前年に司法保護委員令により 3 年の任期を規定したが、年齢、活動力、時間的余裕という事情があり、常時適任者だけで保護司を充実していくことが必要であるため任期を短くしておく方がよいが、適任者は続けてもらうために、再任を妨げないものとして 2 年の任期を設けたと説明されている⁽²⁴⁾。

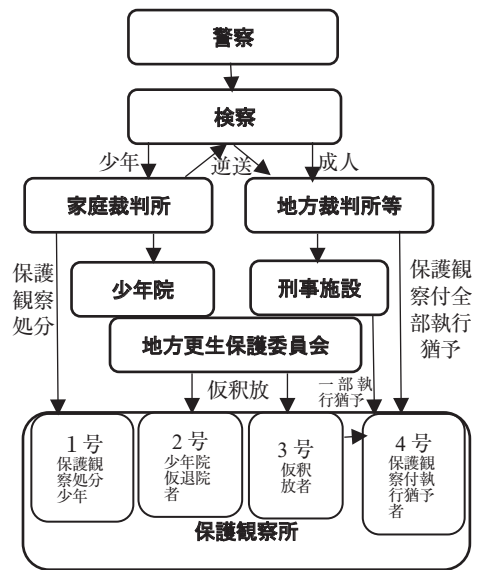
3 保護司の職務

保護司の職務には、保護観察や生活環境の調整などの処遇活動と、犯罪予防活動を始めとする地域活動⁽²⁵⁾がある。

保護観察は、犯罪をした者や非行のある少年を、地域社会の中で通常の生活を営ませながら、保護観察官と保護司が連携して、一定の期間、遵守事項⁽²⁶⁾を守るよう指導監督するとともに必要な補導援護を行うことによって、その者の改善更生を図ろうとするものである⁽²⁷⁾。保護観察の対象者は、①保護観察処分少年、②少年院仮退院者、③仮釈放者、④保護観察付執行猶予者の 4 種類があり、更生保護法第 48 条の各号に合わせて、それぞれ 1 号観察、2 号観察、3 号観察、4 号観察という⁽²⁸⁾(図 1)。

生活環境の調整は、住居や家族、就業先、学校、地域等の犯罪をした者又は非行のある少年を取り巻く状況であって、その改善更生を図る上で重要な意味を持つもの(生活環境)を、調整対象者が、将来、矯正施設から釈放された際に、帰住地において、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むために必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げる要因となるものをなくすよう、あらかじめ整えておくことである⁽²⁹⁾。第 8 条の 2 は、

図 1 保護観察の手続の流れ



(出典) 日本更生保護協会『更生保護便覧—わかりやすい更生保護— 2019』日本更生保護協会, 2019, p.55 を基に筆者作成。

22) 保護司選考会の委員は、地方裁判所長、家庭裁判所長、検事正、弁護士会長、矯正施設の長の代表、保護司代表、都道府県公安委員会委員長、都道府県教育委員会教育長、地方社会福祉審議会委員長、地方労働審議会会長、学識経験者のうちから、法務大臣が委嘱する(保護司の選考に関する規則第 3 条第 1 項)。

23) 東京は、弁護士会が 3 つあるので、15 人以内とされている(第 7 回国会参議院法務委員会会議録第 19 号 前掲注(9), p.8。(池田政府委員答弁))。

24) 同上, p.5。(池田政府委員答弁)

25) 保護司の地域活動として具体的には、街頭広報等、講演会等、ミニ集会等、スポーツ大会等、防犯活動等が挙げられている(「保護司の地域活動について」(第 5 回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 資料 1) 2023.9.21, p.4。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001403251.pdf>>)。

26) 遵守事項とは、保護観察対象者が遵守しなければならない事項であり、このうち対象者に共通して法律において定められているものが「一般遵守事項」であり、個々の対象者の事情に応じて、その改善更生のため特に必要と認められる範囲内で具体的に定められるものが「特別遵守事項」である(日本更生保護学会編 前掲注(1), pp.170-173.)。

27) 日本更生保護協会『更生保護便覧—わかりやすい更生保護— 2019』日本更生保護協会, 2019, p.54。

28) この 4 種類のほかに、婦人補導院仮退院者に対する保護観察(5 号観察)があったが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号)により、婦人補導院は廃止された(令和 6 年 4 月 1 日施行)。

29) 法務総合研究所『更生保護 令和 6 年版』2024, pp.36-37。

保護司の職務の遂行として、保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて、当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事することを定めている。この規定は、保護司の職務の明確化のために平成10年の保護司法の一部改正で追加されたものである。保護司の職務のうち、保護観察や生活環境調整は内容がはっきりしているが、犯罪予防活動のように様々な活動形態があり得るものについては、どのような活動をどのように行うのが公務であるのか必ずしも明確ではなく、一般国民の保護司に対する理解が不十分となり、十分な協力を得難い原因の一つとなっていた⁽³⁰⁾として保護司の職務の遂行という規定を設けたとされる⁽³¹⁾。

保護司は、その職務を行うに当たって知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならないとされている（第9条第2項）。

4 保護司の報酬等

保護司には、給与を支給しない（第11条第1項）。ただ、保護司は、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができるとされている（同条第2項、保護司実費弁償金）。

制定時の国会審議⁽³²⁾では、従前の司法保護委員には年間一人500円の手当と、一件月70円ずつの補導諸費が支給されていた⁽³³⁾が、この謝金としての手当は、税の差引きで目減りするなどの支障もあり、むしろ実費の補填と考えるべき性質であることから、従来謝金を補導諸費の方に繰り込んで補導諸費のみとして、事件を多く担当する者に多く支給することとしたと説明されている⁽³⁴⁾（現在の支給額の詳細は後述）。

法務大臣は、保護司が欠格条項（第4条各号）に該当することとなったときは、これを解嘱しなければならず（第12条第1項）、保護司が①保護司が委嘱の条件（第3条第1項各号）を欠くに至ったとき、②職務上の義務に違反し又はその職務を怠ったとき、③保護司たるにふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる（第12条第2項）。

5 保護司の組織、地方公共団体の協力

制定当初の保護司法においては保護司組織の規定はなかったが、保護司組織が全国に結成され、保護司相互の研修や福祉機関との連携を図る等、保護司の活動を支える上で重要な機能を

(30) 第142回国会参議院法務委員会会議録第8号 平成10年4月2日 p.12.（下稲葉耕吉法務大臣趣旨説明）；法務省保護局参事官室「保護司法の改正について」『更生保護』50(4), 1999.4, pp.13-14.

(31) 保護司の職務のうち、主に処遇活動は個別に行われ、地域活動は保護司会等の組織により行われる（「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」2024.10, p.10. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001425554.pdf>>）。

(32) 第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 前掲注(9), pp.2-3.（池田政府委員答弁）

(33) 消費者物価指数をみると、令和5年の物価は、審議当時の昭和25年の約8.96倍となっている（「教えて！にちぎん」日本銀行ウェブサイト <<https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm>>）。

(34) もっとも、保護司法施行後も昭和28年度までは、予算上は謝金（年額500円）と補導諸費（同年度は1人月130円）という二つの項目があったが、昭和29年度予算折衝において、法律上謝金は理屈に合わないので、その費用も実費弁償の中に法律の規定どおりに入れようということになったと説明されている（第19回国会参議院法務委員会会議録第4号 昭和29年2月25日 p.7.（斎藤政府委員（法務省保護局長）答弁））。金額は、第16回国会衆議院法務委員会会議録第23号 昭和28年7月25日 p.2.（斎藤政府委員答弁）参照。

担っていた。しかし、それは任意組織にすぎず、その役割、機能について明確な規定がなかったため、対外的に理解を得るのに障害となっており、組織運営の負担が一部保護司に偏るなどして組織活動の充実を図ることが難しくなっていた⁽³⁵⁾。そこで、保護司組織の法定化のために平成10年の保護司法の一部改正で規定が追加され、保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織し、保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織するものとされた（第13条第1項、第14条第1項）。

また、制定当初は地方公共団体の協力関係に係る規定がないまま、地方公共団体から様々な支援を受けていたが、地方公共団体との協力関係を推進していくためにその法律的な根拠を明確にすることが必要である⁽³⁶⁾として、平成10年の保護司法の一部改正で規定が追加され、地方公共団体は、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をする事ができる（第17条）とされた。

II 保護司制度の現状

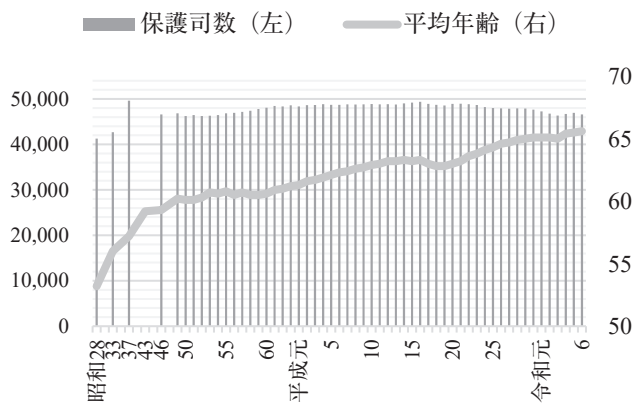
保護司制度の現状を、担い手としての保護司及び保護観察官の数、対象となる事件数の統計によって概観する。

1 保護司に関する統計

(1) 保護司の人員等の推移

保護司の実人員は、長期的にはほぼ横ばいが続いていたが、令和6年においては4万6584人となり、微減している⁽³⁷⁾（図2）。保護司の充足率（実人員／定数）は、全国的には約88.73%となっており、保護観察所のある地域別⁽³⁸⁾では令和3年末に東京が76.30%、札幌、大阪、函館、横浜、京都、旭川、福岡、神戸、高知、新潟、前橋、津、静岡、さいたま、長崎、金沢の16庁が80%台、残りの地域では90%台となっている⁽³⁹⁾。保護司の女性比率は、平成26年の26.0%から令和6年の26.7%となり、

図2 保護司数と平均年齢の推移



(出典) 法務省法務総合研究所編『犯罪白書 令和6年版』2024. <<https://www.moj.go.jp/content/001429281.pdf>>; 同編『犯罪白書 令和5年版』2023. <https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_2_5_6_1.html> を基に筆者作成。

(35) 第142回国会参議院法務委員会会議録第8号 前掲注(30), p.12. (下稲葉耕吉法務大臣趣旨説明)

(36) 同上

(37) 近年の微減傾向について、「年齢的に保護司になることができる人数を考慮すると、人口動態などを総合的に俯瞰すれば保護司の人数は均衡を保ちながら経年推移しているとも考えられる」と指摘されている(松本幸一「保護司の活動に関する課題の考察」『社会文化研究所紀要』84号, 2023.3, p.63. <https://kiu.repo.nii.ac.jp/records/872/file_details/shabunken84-002matsumoto.pdf?filename=shabunken84-002matsumoto.pdf&file_order=0>).

(38) 地方裁判所に対応して、各都府県の県庁所在地のほか、北海道は札幌、函館、旭川、釧路の計4か所を合わせて50庁が置かれている。なお、立川、堺、北九州に支部が置かれている。

(39) 法務省大臣官房司法法制部司法法制課編『法務年鑑 令和3年』2022, p.169. <<https://www.moj.go.jp/content/001387115.pdf>> ただ、直近では平成19年に保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則(昭和48年法務省令第22号)が一部改正され、各地の定員が変更されている(同編『法務年鑑 平成19年』2008, p.288.)。

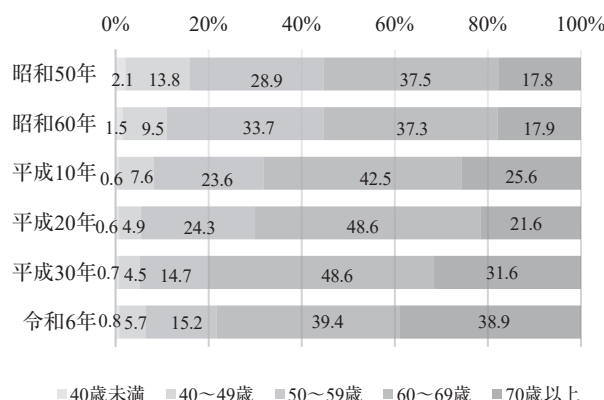
ほぼ横ばいであるが、やや微増傾向といえる。また、保護司の平均年齢も上昇傾向にあり、令和6年においては65.6歳となっており⁽⁴⁰⁾、特に70歳以上の保護司の割合が平成30年の31.6%から令和6年の38.9%へと上昇している(図3)。この現在70歳以上の者は、今後5年程度で急激に減少することが見込まれている⁽⁴¹⁾。

なお、保護観察官は、保護観察所に1,200人ほど⁽⁴²⁾が定員として配置されている(図4)が、そのうち管理職等⁽⁴³⁾を除く現場の第一線で保護観察事件を担当する保護観察官は令和5年の検討会において「大体900名ぐらい」とされている⁽⁴⁴⁾。

(2) 保護観察事件数、生活環境調整事件数の推移

令和5年の保護観察開始件数は、2万4236人である。そのうち、1号観察は1万81人(前年比10.7%増)、2号観察は1,327人(同2.4%減)、3号観察は1万211人(同4.0%減)、4号観察は2,617人(同9.5%減)となり、平成11年から一貫して減少していた総数が1号観察の増加により一転微増となっている(図5)。また、令和5年の生活環境調整開始件数は、総数3万831人(前年比0.3%増)、少年院在院者が2,272人(同8.9%増)、受刑者が2万8559人(同0.3%減)となっている(図6)。

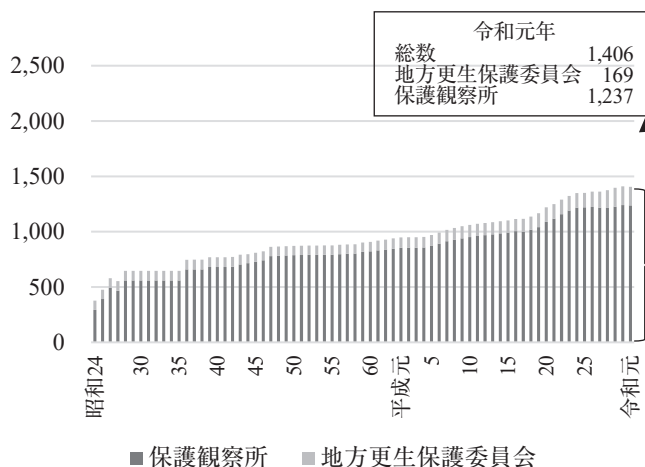
図3 保護司年齢別構成の推移



(注) 平成16年に定年制、令和3年に特例再任がそれぞれ施行された(後述)。

(出典)「保護司の現状」(第1回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 資料3-1) 2023.5.17. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001397943.pdf>>; 各年度犯罪白書を基に筆者作成。

図4 保護観察官の定員の推移



(出典) 更生保護50年史編集委員会編『更生保護50年史—地域社会と共に歩む更生保護— 第1編』全国保護司連盟, 2000, p.439; 更生保護70年史編集委員会編『更生保護70年史—広がり、つながる更生保護—』全国保護司連盟, 2020.6, p.387を基に筆者作成。

(40) 法務総合研究所 前掲注(29), p.94.

(41) 「第1回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」(議事録)(以下、同検討会の議事録については「第○回議事録」という。) 2023.5.17, p.9. (中島祐司法務省保護局更生保護振興課企画調整官発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001397951.pdf>>

(42) 令和元年度の保護観察官は1,237人(保護観察所職員の定員1,544人の内訳は、保護観察官のほか、事務官86人、社会復帰調整官220人、その他1人)、地方更生保護委員会事務局の保護観察官は169人である(更生保護70年史編集委員会編『更生保護70年史—広がり、つながる更生保護—』全国保護司連盟, 2020, p.387.)

(43) 川出・金 前掲注(11), pp.281-282.

(44) 「第3回議事録」 2023.7.27, p.28. (押切久遠法務省保護局長発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001401481.pdf>>

図5 保護観察開始件数の推移

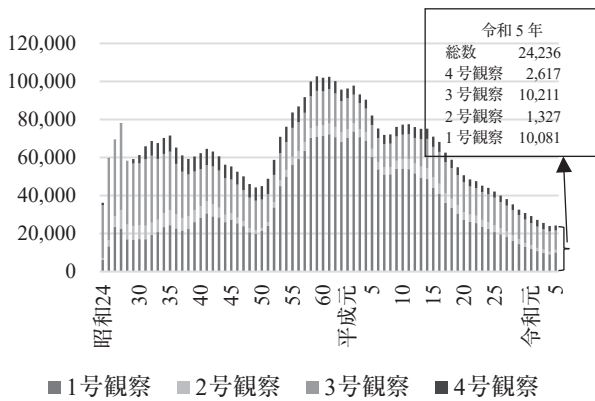
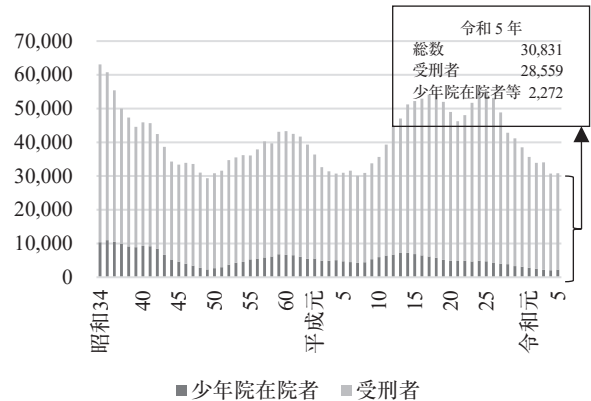


図6 生活環境調整開始件数の推移



(出典) 各年度の保護統計; 更生保護50年史編集委員会編『更生保護50年史—地域社会と共に歩む更生保護— 第1編』全国保護司連盟, 2000, p.408を基に筆者作成。

(出典) 各年度の保護統計; 更生保護50年史編集委員会編『更生保護50年史—地域社会と共に歩む更生保護— 第1編』全国保護司連盟, 2000, p.400を基に筆者作成。

単純に令和5年の保護観察開始件数と生活環境調整開始件数の合計を令和5年時点の保護司数で割ると、保護司1人当たり約1.17件となる。このように、現在直ちに保護司の担い手不足が顕在化しているとは言い難く、むしろ、総務省の調査において、委嘱後なかなか保護観察事件を担当することができていないことが保護司の不安やモチベーションの低下からの早期退任につながっているともされている⁽⁴⁵⁾。しかし、高齢の保護司の退職に伴い、近い将来担い手不足の問題が顕在化してくるおそれがあると指摘されている⁽⁴⁶⁾。

2 保護司制度の運用

(1) 保護司の委嘱手続

保護司の委嘱の手続は、図7のとおり、保護司や地域等の現場から保護観察所長に情報を上げていき、保護観察所長が保護司選考会に諮問した上で、法務大臣（地方更生保護委員会）に推薦し、法務大臣からの決定を関係各所に通知・伝達するという流れとなっている⁽⁴⁷⁾。

現在、保護司には通達⁽⁴⁸⁾で年齢制限が設けられており、新任の場合は原則として委嘱予定

(45) 委嘱後6年以内の保護司については、保護観察事件を一度も担当することができていない者が37.5%、保護観察対象者との面接の経験が少ないことに対する不安について「とても感じている」24.0%、「ある程度感じている」33.1%となっている（総務省行政評価局『「更生保護ボランティア」に関する実態調査 - 保護司を中心として - 結果報告書』2021.1, pp.26-35. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000730483.pdf>）。

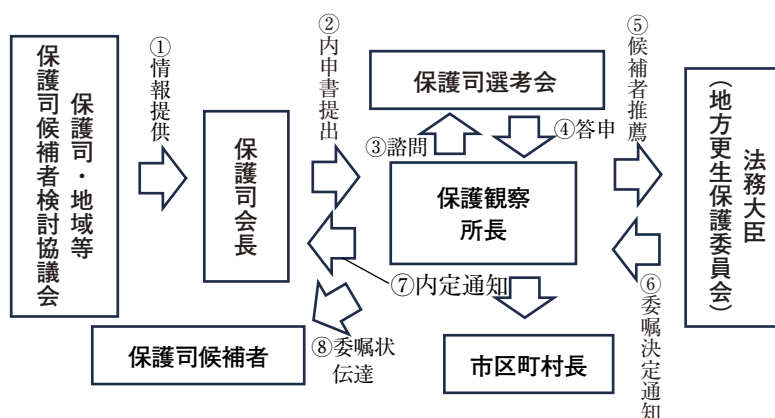
(46) 「保護司「大量退任」ピンチ 全国4万7000人 70代が4割近く後継難」『読売新聞』2023.8.29. 法務省も、保護司のなり手を求めていくことを必要不可欠とする理由として、「今後事件数が増加に転じた際に、保護司を急いで増やそうとしても、それは困難であると思われること」を挙げている（法務省保護局更生保護振興課「なぜ、今保護司のなり手が求められるのか」『更生保護』72(4), 2021.4. p.13.）。

(47) 保護司の選考に関する規則第10条

(48) 「新任の保護司候補者については、委嘱予定日現在66歳以下の者を推薦すること。ただし、更生保護法人役員等で専門的な知識及び技能を有する者を保護司に推薦する必要があるなど、これによることができない特別の事情がある場合には、この限りでない。」「再任の保護司候補者については、委嘱予定日現在76歳未満の者を推薦すること。ただし、委嘱予定日現在76歳以上78歳未満の者が、再任を希望し、かつ、78歳に達した日以降の職務については別途定める取扱いとなることに同意するときは、この限りでない。」（「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて（昭和58年12月23日付け保総第402号法務省保護局長通達）（抄）」総務省行政評価局 前掲注(45), p.211.）

日現在 66 歳以下（専門的な知識がある場合は、66 歳超も可）⁽⁴⁹⁾、再任の場合は同 76 歳未満（76 歳以上 78 歳未満でも可であるが、再任後 78 歳に達した以降は保護司であるものの事件担当の依頼や企画調整保護司等の指名は行われない（特例再任）⁽⁵⁰⁾。）とされる⁽⁵¹⁾。

図 7 保護司の委嘱手続の流れ



（出典）「保護司関係法令 新任保護司推薦手続の流れ」（第 1 回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 資料 3-2）2023.5.17. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001397944.pdf>>; 総務省行政評価局『「更生保護ボランティア」に関する実態調査 - 保護司を中心として - 結果報告書』2021, p.113. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000730483.pdf> を基に筆者作成。

(2) 保護司複数指名制

処遇活動について、経験年数が少ないことや保護観察等事件の減少に伴い担当指名が少ないことが、保護司の不安

材料や早期退任の理由になっている状況等を踏まえ、平成 25 年度から、新任の保護司が担当する事件等を対象に、複数の保護司が事件を担当することができる保護司複数指名制が導入されており、令和 3 年度からは、保護観察事件に加え、生活環境調整事件の複数指名も実施されている⁽⁵²⁾。

(3) 保護司の実費弁償金

保護司実費弁償金は、保護司実費弁償金支給規則等に基づき、表のとおり支給されている。補導費の額は、以前に実態調査をして、保護司がケースを担当することによってどれだけ実費を要しているかということを実態調査したものに基づいて算定しているとされている⁽⁵³⁾。

⁽⁴⁹⁾ 令和元年 10 月に、全国の保護観察所を対象に、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間で、上限年齢を超えて例外的に委嘱した運用事例について調査が実施されたところ、該当事案は 60 件（21 庁）で、内訳は、67 歳：48 件、68 歳：9 件、69 歳：3 件、70 歳以上：なし、であった。この調査結果を受けて、通知により、「保護観察所におかれては、当該結果を保護司会長と共有の上、保護司会長と相談しつつ、適任者情報の収集拡大に努めるとともに、新任の保護司候補者を推薦する際の判断材料とするなどして、例外規定の弾力的な運用に努めるよう配慮いたします。」とされている（「新任の保護司候補者の推薦時における年齢制限にかかる例外規定の弾力的な運用について（通知）（令和元年 12 月 25 日付け法務省保総第 303 号法務省保護局総務課長・更生保護振興課長通知）（抄）」同上、p.218.）。

⁽⁵⁰⁾ 特例再任の規定（前掲注⁽⁴⁸⁾の（2 番目の）ただし書）は、令和 2 年に追加され、令和 3 年 4 月 1 日に施行された（「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）（令和 2 年 3 月 26 日付け法務省保総第 88 号法務省保護局長通達）（抄）」同上、p.219.）。これは、誕生日と委嘱日の関係で同年代の他の保護司より早く退任せざるを得ない場合があったことから、その不公平感を解消する等のためのものである（高橋督寿「保護司の現状と課題」『罪と罰』61(2), 2024.3, p.36.）。

⁽⁵¹⁾ これは、気力・体力を考慮したものとされる（「第 1 回議事録」前掲注⁽⁴¹⁾, p.8.（中島企画調整官発言））。

⁽⁵²⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注⁽³¹⁾, p.10.

⁽⁵³⁾ 「第 5 回議事録」2023.9.21, p.19.（中島企画調整官発言）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001403961.pdf>>

表 保護司実費弁償金について

費目		概要	金額
処遇活動関係	補導費	保護観察処遇を実施したときに支給	担当事件1件につき、月額4,460円(処遇困難事案は、7,660円)
	生活環境調整費	帰住予定地の生活環境の調整を実施したときに支給	1件につき、3,440円
	旅費	矯正施設での面接や関係機関とのケース会議等の事件対応、研修会への出席などの際の旅費を支給	原則、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づき支給
	その他	社会貢献活動に従事、関係機関・団体の会議への出席などに対して支給	活動形態に応じて一定額を支給(例えば、社会貢献活動に従事したときは2,450円、関係機関との連携活動を実施したときは1,100円など)
組織活動関係	保護司会の活動に関する経費	保護司会の運営経費(広報誌等の資料作成費、消耗品費等を対象に支給)	保護司会の規模に応じて支給(例えば、50人の保護司会であれば、約124万円/年を限度に支給。平均値は、約166万円/年)
		犯罪予防活動等の実施経費(街頭広報、防犯活動等の犯罪予防活動のほか、保護司会主催の会議や研修等を対象に支給)	上記金額の範囲内で、参加保護司数や活動形態に応じ、活動の都度一定額を支給(例えば、50人の保護司会が参加した街頭広報は、約19万円を支給)
	更生保護サポートセンターに関する経費	更生保護サポートセンター運営経費(事務所借料、光熱水料、電話料等の運営経費を対象に支給)	サポートセンター1か所当たり30万円/年(事務所借料分を除く。)
サポートセンターで事務に従事する企画調整保護司の活動経費		サポートセンターの活動状況等に応じ、予算の範囲内で支給(平均値は、1か所当たり約252日/年)企画調整保護司1人につき、4,900円/日(複数の配置も可)	

(出典)「保護司実費弁償金について」(第5回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 資料1) 2023.9.21. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001403251.pdf>> を基に筆者作成。

Ⅲ 保護司制度の沿革

保護司制度の官民協働態勢は、明治以来の民間の発意による事業に端を発し、それが国家制度に組み入れられていくという経過をたどった。その過程で十分な予算を確保できなかったこともあり、現状のような態勢が形成されてきたとされる。

1 保護司制度の源流

明治14年太政官達第81号により公布された改正監獄則には、帰住先のない出獄者を保護するために別房留置制度⁽⁵⁴⁾が設けられていた。ところが、同制度は地方財政負担の過重のため明治22年に廃止され⁽⁵⁵⁾、内務省は、明治22年7月18日、県知事らに宛てて、民間に出獄人

⁽⁵⁴⁾ 「刑期満限となって釈放されるべき身となりながらも帰住すべき家を持たない出獄者を、引き続き監獄内の別房に留めて、一般の懲役囚等とは別異しつつ何がしかの作業をさせることによって、その生業を助けようとする制度」とされている(安形静男「更生保護史考3 別房留置制度の廃止—保護事業の生成と監獄の進化—」『犯罪と非行』98号, 1993.11, p.135.)。

⁽⁵⁵⁾ 森山武市郎先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧—森山武市郎先生顕彰録—』1969, p.183. 刑期満了者を無期限に拘束して厄介者扱いする点で人道的な観点からの批判もあった(加藤暢夫「杉野善祐」法務省保護局更生保護誌編集委員会編『更生保護史の人びと—更生保護制度施行五〇周年記念—』日本更生保護協会, 1999, pp.94-95.)。

保護を勧奨するための訓令第 552 号を発した⁽⁵⁶⁾。その直前の明治 21 年に金原明善、川村矯一郎らにより静岡県出獄人保護会社が設立されていたが、この訓令が呼び水となり、いくつもの出獄人保護事業が生まれ、更生保護事業は官営から民営に移ったとされる⁽⁵⁷⁾。この静岡県出獄人保護会社の設立は、更生保護史の起点⁽⁵⁸⁾とされ、同社が県内各地に保護委員を委嘱・配置⁽⁵⁹⁾したことは、今日の保護司制度の源流と考えられている⁽⁶⁰⁾。

2 戦前の動き—旧少年法、思想犯保護観察法、司法保護事業法の成立—

大正 12 年に施行された旧少年法（大正 11 年法律第 42 号）においては、少年が刑の執行猶予の言渡しを受けたとき、仮出獄を許されたとき又は矯正院からの仮退院を許されたときに、保護処分の一つとして「少年保護司ノ観察ニ附スル」という処分が設けられたが、これは保護観察の採用であるとされる⁽⁶¹⁾。

旧少年法は、予算がわずか⁽⁶²⁾であったために、施行時には保護処分が 3 府 2 県⁽⁶³⁾だけにしか施行されなかった。ここにいう少年保護司は少年審判所の専任の職員であるが、嘱託少年保護司は民間人の嘱託であり、現在の保護司の前身の一つである。旧少年法の保護処分は、その後 11 年間、3 府 2 県に限定されていたが、昭和 9 年に中部 3 県⁽⁶⁴⁾に拡大され、その後逐次施行範囲を拡大して、昭和 17 年によようやく全国施行された⁽⁶⁵⁾。

他方、昭和 11 年には、思想犯保護観察法（昭和 11 年法律第 29 号）が成立し、施行された⁽⁶⁶⁾。これは、治安維持法（大正 14 年法律第 46 号）違反の罪を犯し、執行猶予、不起訴、満期釈放又は仮釈放となった者を 2 年間（更新あり）保護観察に付することを規定するものである⁽⁶⁷⁾。

また、昭和 14 年には、司法保護事業法（昭和 14 年法律第 42 号）が成立し、施行された⁽⁶⁸⁾。

⁵⁶ 森山武市郎先生遺徳顕彰の会編 同上, p.184.

⁵⁷ 同上, p.185. なお、「今日なお脱し切らないでいる官薄民厚の更生保護の原型がそこで形造られている」とされる（岩井敬介「更生保護の生成と発展—犯罪者社会内処遇 50 年の軌跡—」更生保護 50 年史編集委員会編 前掲注(4), p.67.)。

⁵⁸ 安形静男「更生保護史考 1 明治前期の更生保護—神奈川県における事例を通して—」『犯罪と非行』96 号, 1993.5, p.109. なお、司法保護委員の淵源が徳川時代の五人組制度にまで遡るという考えもある（森山武市郎『司法保護事業概説』常磐書房, 1941, p.90. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1460993>>）。

⁵⁹ 安形静男「更生保護史考補遺 保護司制度源流考—静岡県出獄人保護会社の保護委員制—」『犯罪と非行』122 号, 1999.11, p.55. 静岡県出獄人保護会社が保護委員制度を実施していたことの発見は、「更生保護の教科書を塗り替えることになった」とされている（山田憲児「保護司制度の源流と意義を考える」今福章二編著『文化としての保護司制度—立ち直りに寄り添う「利他」のこころ—』ミネルヴァ書房, 2024, p.115.)。

⁶⁰ 安形 同上

⁶¹ 更生保護三十年史編集委員会編 前掲注(16), p.41.

⁶² 保護職員の予算は少年審判官 8 人、少年保護司専任 16 人、嘱託少年保護司 50 人（手当は 1 人年額 600 円）の分のみであった（森山武市郎先生遺徳顕彰の会編 前掲注(55), pp.228-229.)。

⁶³ 東京府、神奈川県、大阪府、京都府及び兵庫県（同上）

⁶⁴ 愛知県、岐阜県及び三重県（同上, pp.236-237.)

⁶⁵ 同上, pp.263-271.

⁶⁶ 大坪興一法務省保護局参事官は、「この法律の制定は、当時のいわゆる思想犯人に対する有効適切な保護観察の制度を確立し、それによって一面思想犯対策の効果的な遂行に資すると共に、他面、一般釈放者保護事業の適切な体制の法制化への礎石を置いたものである。」としている（同上, p.284.）。他方、同法に対する批判については、内田博文『更生保護の展開と課題』法律文化社, 2015, pp.39-40; 加藤倫子「戦前から戦後復興期における保護観察制度の導入と変遷」『応用社会学研究』55 号, 2013, pp.224-226.

⁶⁷ これによって、保護観察所が全国 22 か所に設置されたが、保護観察所の職員は所長 22 人、補導官（専任）8 人、保護司（専任）33 人、書記（専任）23 人などとなっており、保護観察所「の指揮の下に実際を担ったのは嘱託保護司であり、保護団体であったことが容易にうかがえよう」とされている（内田 同上, pp.37-38.）。

⁶⁸ 同法案の審議において、司法保護事業は、国家が責任をもって営まなければならないものであるが、国家がそ

これは民間の善意に委ねられていた釈放者保護事業に国の刑事政策的位置付けを認め、これを法制化したものであり、「司法保護事業」⁽⁶⁹⁾を認可制とし、当該保護を行わせるために別に「司法保護委員」を置くものである⁽⁷⁰⁾。司法保護委員は、現在の保護司の前身であるが、当初この制度のために設けられた国費予算は「司法保護委員手当」として司法保護委員1人当たり5円を1万人分のみであった。司法省は司法保護事業奨励費予算の一部転用によって全国の司法保護委員会の運営を図るなど苦心したが、その必要経費を賄うには足りなかったとされている⁽⁷¹⁾。

3 戦後の動き—犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法の成立—

終戦時の司法保護事業は、法制化されているものは少年保護及び思想犯保護のみにとどまっておき、一般犯人の保護は、民間の保護事業に委ねられていた⁽⁷²⁾。

そこで、司法省内では、終戦直後に、一般釈放者保護事業の中心に保護観察制度を確立する計画として、①法制上、思想犯保護観察法を改正して一般保護観察法（仮称）とし、②保護観察の対象は、思想犯を含む一般の起訴猶予者、刑執行猶予者及び釈放者とするなどの計画が立てられた⁽⁷³⁾。しかし、昭和20年10月4日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）から、「政治、市民生活及び宗教の自由に対する制限の撤廃」を命ずるメモランダムが出されて、思想犯保護観察法も保護観察所も、撤廃に該当と指定されて即日廃止された⁽⁷⁴⁾。

一方、少年保護司については、昭和23年4月、行政改革により嘱託制度が廃止になったため、これまでの嘱託少年保護司は少年審判所調査員、委嘱少年保護司と改称され、続いて昭和24年1月、新少年法の施行に伴い、司法保護委員制度に吸収された⁽⁷⁵⁾。

一般司法保護については、昭和22年2月10日、司法省がGHQに司法保護事業法改正草案を提出して、参謀第二部公安部（PSD）のプリズン・ブランチの長であるバーデット・G・ルイス（Burdett G Lewis）博士との間で折衝が続けられていた。同改正草案において保護観察を充実させる考えについては博士の望むところであったが、刑事政策の一環として仮釈放と保護観察を結び付けたパロール制度、施設に収容することを避け保護観察に回すプロベーション制度の採用にまでは進んでいないものであったことから、そのままの姿で了承することはなかつ

の責任を尽くすべく努力せず、一私人、一篤志家に任せてただこれを保護助成しようという政策をとる理由についての質問に対して、森山武市郎政府委員は、お説のごとく国家自ら全面的に乗り出してやるべき性質の事業だとは考えるが、在来司法保護事業は民間の篤志家の手によってなされてきているのであり、国家が全面的に乗り出すとしても現下の財政状況その他の点において考慮をしなければならない点もあるので、この法案においてはとりあえず民間において保護事業を経営する者、司法保護委員の能率を向上發揮させたい旨を答弁している（第74回帝国議会衆議院人事調停法案委員会議録（速記）第15号 昭和14年3月13日 p.6.）。

(69) ①起訴猶予者、②執行猶予者、③刑の執行停止中の者、④刑の執行免除者、⑤仮出獄者、⑥刑の執行終了者、⑦少年法の保護処分を受けた者の保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業をいう（更生保護三十年史編集委員会編 前掲注(16), pp.54-55.）。

(70) 同上。なお、「本制度の成立を見ると、その実施より凡そ1年前、即ち昭和13年9月より司法省保護課の別働機関たる全日本司法保護事業聯盟に依つて試験的に施行されて居つたものを、殆ど其のまゝ法制化したものである」とされている（森山 前掲注(58), p.90.）。

(71) 森山武市郎先生遺徳顕彰の会編 前掲注(55), pp.325-332.

(72) これに対しては、昭和12年5月に東京で開催された全日本司法保護事業大会における司法省諮問に対する答申でも、「一般犯人に対する保護観察制度を速に実施すること」とされ、森山武市郎司法省保護課長も、「一般保護を制度化し、一般保護団体を整備することは、正に焦眉の急務に属する。」とする（同上, pp.120-121.）。

(73) 大坪與一『更生保護の生成』（更生保護叢書 第3号）日本更生保護協会、1996, pp.8-9.

(74) 同上, p.9.

(75) 更生保護50年史編集委員会編『更生保護50年史—地域社会と共に歩む更生保護— 第1編』全国保護司連盟、2000, p.81; 法務省法務総合研究所編『犯罪白書 平成元年版』1989, p.459.

た⁽⁷⁶⁾。司法保護事業法改正草案は、ルイス博士との折衝の過程で犯罪者予防更生法と名称・内容が変わった。当初の草案では、保護観察の担当者は司法保護委員とするとされていたが、ルイス博士はこれに反対で、保護観察は重要な責任のある職務であるから、国の有給常勤の職員に行わせるべきということであった⁽⁷⁷⁾。司法省（昭和23年2月からは法務庁）は、司法保護委員は、国から特定の地位と役割を定められて、無給で奉仕的に更生保護の公務に勤め成績を上げている人々であり、保護観察は全国各地の要保護者と適度な接触を保ち、その日常の姿を見ながら行うべきことであるから、司法保護委員が最も適当であるし、少数の常勤職員だけでは保護観察を遂行することは不可能と説明したが、ルイス博士の納得を得られず、専任職員の増置に必要な予算を取るから必要な職員の員数を調べて知らせるよう指示を受けた。そこで、法務庁は、必要職員の職種別人員表を作ってプリズン・ブランチに提出するとともに、法律草案から「司法保護委員」をいったん削除した。しかし、ルイス博士がその増置の予算を取ることとはできず、司法保護委員が法案に復活することになった⁽⁷⁸⁾。そのほか、ルイス博士の構想では犯罪対策の機構が大掛かりなものであり、その手直しを経てようやく法案提出に至った⁽⁷⁹⁾。

昭和24年に国会に提出された犯罪者予防更生法案には、仮釈放者と並んで成人・少年の執行猶予者に対する保護観察も盛り込まれていたが、衆議院における修正で成人の執行猶予者に対する保護観察は削除された⁽⁸⁰⁾。

また、GHQの経済安定九原則⁽⁸¹⁾により新規事業が認められなかったため⁽⁸²⁾、十分な予算が

(76) 斎藤三郎「バーデット・G・ルイス」法務省保護局更生保護誌編集委員会編 前掲注(55), pp.342-343. なお、諸外国においては、いったん刑務所や少年院などの矯正施設に収容した後に仮釈放して処遇するものをパロール、当初から社会内で処遇するものをプロベーションなどと呼んで区別しているところがあるが、我が国では両者を総称して保護観察と呼んでいるとされる（日本更生保護学会編 前掲注(1), p.169.）。

(77) 斎藤 同上, p.344.

(78) 同上, pp.343-345. その際、GHQのウィットモア中尉から「保護観察官がアヴェイラブルでないときは…」という紙片を渡されて、「このとおりに書けばよい。」と指示を受けた。この紙片を大坪興一事務官から受け取った斎藤三郎局長が起案して、犯罪者予防更生法第19条の「保護観察官で充分でないときは、司法保護委員をして…」という規定となった（同, p.345.）。この規定が後に「保護観察官で充分でないところを補い」と改正された理由については、前掲注(10)参照。なお、司法保護委員（後に保護司）が復活したことについて、「もし保護司抜きで欧米並みの保護観察官の数が確保されたとして社会内処遇はどうなっているか想像するのは興味あること」として、「結果に見る限り、より行き届いた保護観察官の処遇の実施が望ましいと言えても、保護司抜きの処遇の方が優位であるとは必ずしも言えない。保護司の有する地理的優位性が保護観察官の専門性を仮に凌駕しないとしても、あまりに大きいからである。」とされる（岩井 前掲注(57), pp.75-76.）。また、この経緯については、「我が国固有の司法保護の貴重なもの一殊に「世間から白眼視される弱者の慈善的な救済」という精神的なもの一を傷つけないで組み入れ、保護司制度を確立することに成功した。これにより「報酬を対価とせず、権力ではなく人の情けによって人の心に良い影響を与える神性に近い司法保護の真骨頂」が継承されたのである。」という評価もある（細野ゆり「戦後日本における保護司制度の確立過程—司法保護から受け継がれた慈善・救済の理念—」『犯罪と非行』180号, 2015.9, p.154.）。

(79) この点については、斎藤三郎法務庁少年矯正局長（後に法務省保護局長）は、後に「現今の世相を見ると、犯罪対策には、ルイス構想のような大きな気構えが必要なのではなからうか。あの際は千載一遇の機会であったのではなからうか。事務官吏の短見、これを見逃したのではなかったかと反省して見るのである。」と述懐している（斎藤 前掲注(76), p.344.）。なお、斎藤 前掲注(10), p.176も同旨。

(80) 戦前の思想犯保護観察法の歴史に起因する保護観察に対する不信感もあったとされる（川出・金 前掲注(11), p.252.）。

(81) 昭和23年12月19日、日本経済の早急な安定と自立化のために取るべき施策として、経済安定九原則（予算の均衡、徴税強化、資金貸出制限、賃金安定、物価統制、貿易改善、物資割当改善、増産、食糧集荷改善）が、連合国最高司令官の吉田茂首相宛ての書簡の形で指令された（「経済計画昭和23年（1）」（公文書に見る日本のあゆみ）国立公文書館ウェブサイト <https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s23_1948_02.html>）。

(82) 法務庁は十分予算を取って翌年度から施行することを主張したが、GHQに容れられなかったとされる（斎藤 前掲注(10), pp.136-137.）。

確保できず、国会審議において、「予算は従来少年審判所あるいは司法保護委員で認められて来ましたが、9月分組み入れまして、総額で2億円ちょっとであります⁽⁸³⁾。なおとうていこの専従の職員だけでは、多数の退所者を保護監督することは不可能でありますので、条文にもございます通りに、司法保護委員というものを今回やはり使うことにいたしております。」と答弁されている⁽⁸⁴⁾。これは、「新制度とその組織にふさわしい財源と人員の裏打ちがないままの出発であり、その後の更生保護行政の長い苦難の始まりともなった」とされている⁽⁸⁵⁾。

その後、成人の執行猶予者に対する保護観察は、昭和28年の刑法改正により再度目（2度目）の執行猶予について保護観察に付することが認められ⁽⁸⁶⁾、昭和29年の執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）の成立によって、初度目（1度目）の執行猶予者から保護観察に付することが認められた。

IV 保護司制度に関する提言等

保護司制度については、法務省の審議会等において何度も提言等がなされている。保護観察官の増員等についてのニュアンスには差異があるが、保護司の担い手の確保等についてはかなり以前から課題と認識されていた。

1 保護司制度の運用についての一部答申

保護司制度についての提言としては、まず昭和47年12月13日の矯正保護審議会の「保護司制度の運用についての一部答申」が挙げられる（図8）。ここでは、保護司制度の運用について、適材の確保、（保護司の）高齢化対策及び事件負担等の軽減について、図8の措置をとることが相当であるとしている。当時から、保護司の適任者の確保、高齢化、保護観察官の不足、保護司の経済的負担といった

図8 保護司制度の運用についての一部答申の内容

- 1 保護司に適材を得るため、保護観察所において、次のような具体策を講ずること。
 - (一) BBS会（注）、更生保護婦人会等いわゆる協力組織の関係者の中からも更に候補者を求めること。
 - (二) 関係官公庁の職員の保護司に対する理解を深め相互の連絡を緊密にするとともに、退職後においても保護司としてその専門的知識、経験等を活用できるように努めること。
 - (三) 地方公共団体のほか、青少年問題協議会、青少年補導連絡会、PTA連合会等の諸組織に対しても、適任者のあっ旋等の具体的な協力を求めること。
 - (四) 地方公共団体の公報その他の広報網を利用して、一般住民に対しても、常時保護司制度についての啓発を行い、保護司適任者の発見に努めること。
- 2 保護司の再任に際しては、特に年齢制限は設けられないが、健康状態、活動力を重視すること。
- 3 保護観察官の大幅な増員を図ること。
- 4 保護司の経済的負担を軽減すること。

（注）BBS会は、非行少年等に兄姉のような立場で接し、立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体
 （出典）更生保護50年史編集委員会編『更生保護50年史—地域社会と共に歩む更生保護— 第1編』全国保護司連盟、2000、p.302を基に筆者作成。

⁸³ 別の文献によれば、予算は「9か月分で1億5000万円」とされており、「GHQとの折衝過程で話し合われた新制度のための積算30億円とのへだたりは驚くべきである。予算の常として、初年度の総額が恒常的に後年へのしばりをかけ続ける」とされている（岩井 前掲注57, p.73.）。

⁸⁴ 第5回国会衆議院法務委員会議録第16号 昭和24年5月7日 p.7.（斎藤政府委員（法務庁事務官（少年矯正局長））答弁）

⁸⁵ 更生保護50年史編集委員会編 前掲注75, p.196. 斎藤局長は、後に「このことが、更生保護の第一線に立つ方々に多大の苦勞をかけている原因であって、当時その衝にあった私どもとして、誠に残念至極、申し訳ないと思っているところである。…（中略）…現在の更生保護の官庁の姿は、本来あるべき姿でなく、是正される日の速[や]かならんことを切に願うものである。」としている（斎藤 前掲注10, p.168.）。

⁸⁶ 初度目の執行猶予について保護観察に付することも政府原案にあったが、衆議院における修正で削除され、「政府は、…（中略）…初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。」という附帯決議が付された（第16回国会衆議院法務委員会議録第26号 昭和28年7月30日 pp.1-2.）。

現在にも通ずる問題及びその対策が考えられていたことがうかがわれる。

2 保護司制度の充実強化に関する建議

矯正保護審議会は、平成10年2月26日、法務大臣に対して保護司制度の充実強化に関する建議を行った⁽⁸⁷⁾。保護司制度の運用においては、法務省保護局と全国保護司連盟が平成8年頃から合同の検討委員会を設けて討議を重ねてきたところであった⁽⁸⁸⁾。この建議を受けて、保護司法の一部改正案が国会に提出され、成立したことにより、保護司法に①保護司の職務の明確化、②保護司会及び保護司会連合会の法定化、③保護司等に対する地方公共団体の協力関係が規定された。

なお、この法改正に当たっては、保護司の高齢化対策として保護司の定年制も検討され、平成11年2月、保護局長通達により①新任時の保護司については原則として年齢65歳以下、②再任時の保護司については年齢75歳未満とすることとされ、平成16年4月から実施された⁽⁸⁹⁾。

3 提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」

矯正保護審議会は、平成12年11月28日に、提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」⁽⁹⁰⁾（以下「平成12年提言」という。）を取りまとめた（図9）。

平成12年提言では、犯罪・非行のない明るい社会を実現するためには、犯罪者・非

図9 提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」(抄)

はじめに

第1章 矯正及び更生保護をめぐる諸情勢の動向(略)

第2章 21世紀における矯正運営の在り方について(略)

第3章 21世紀における更生保護の在り方について

第1節 21世紀における更生保護の基本理念

第2節 効果的な保護観察処遇の推進

1 処遇体制の充実強化

2 保護観察処遇の在り方

第3節 仮釈放制度の適正な運用(略)

第4節 更生保護官署における人材確保と育成

1 更生保護官署における必要な定員の確保

2 職員の能力向上

第5節 保護司制度の充実強化

1 国民各層から適材を得る方策

2 保護司研修の充実

3 保護司の待遇の改善等

第6節 更生保護施設の充実強化(略)

第7節 社会との連携の促進

1 地方公共団体との緊密な協力関係の維持・発展

2 犯罪予防活動の充実強化

3 関係機関・団体との関係強化

4 更生保護ボランティアの活動の支援

5 更生保護広報の効果的展開

第8節 法制度整備への取組

1 更生緊急保護の委託対象を拡大すること

2 更生保護施設を保護観察処遇に利用できる施設として明確に位置付けること

3 更生保護事業及び更生保護法人の活性化を図ること

4 処遇における指導監督面の強化を図ること

5 更生保護基本法の制定を検討すべきこと

(出典) 矯正保護審議会「提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」」2000.11.28. 法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_001128-3-1.html> を基に筆者作成。

87) 更生保護50年史編集委員会編 前掲注(75), p.384.

88) 更生保護60年史編集委員会編『更生保護60年史—地域社会に生きる更生保護—』全国保護司連盟, 2010, p.79. 取りまとめに当たっては、部内に「保護司制度検討部会」が設けられ、①保護司の職務の明確化、②現行2年の保護司の任期の改定、③保護司の総定数5万2500人の改定、④保護司会、保護司連盟等保護司組織の法制化、⑤地方公共団体の協力関係の明記、⑥保護司候補者の推薦及び委嘱手続の改定、⑦定年制の法制化、⑧資格要件の改定、⑨職務についての報酬制の導入、⑩専門分野、特定の活動等に従事するための専門保護司の創設等が主に議論された。保護局の検討に併せて全国保護司連盟においても、「保護司制度検討委員会」が設置され、活発な検討がなされた(西中間貢「更生保護の組織機構の変遷と課題」更生保護50年史編集委員会編 前掲注(4), p.188; 宮野修「保護司制度検討委員会をふりかえって」『更生保護』50(4), 1999.4, pp.18-21.)。

89) 更生保護60年史編集委員会編 同上

90) 矯正保護審議会「提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」」2000.11.28. 法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_001128-3-1.html>

行少年も社会内で立ち直ることができるとの思想に基づき、本人の立ち直りを援助することが必要であり、犯罪・非行の予防には国民自らの活動が必要であるとの基本理念は、21世紀においても堅持すべきであるとしている⁽⁹¹⁾。その上で、我が国の更生保護が国民の期待に応えていくためには、①官民協働による更生保護の実践という体制を維持し、効果的に推進すること、②保護観察に付された者の個人的特質や問題点を踏まえた保護観察処遇を実施し、改善更生を助けることによって再犯を防止し、社会を保護すること、③人間関係が希薄化し、連帯の絆が弱まった地域社会に対する働き掛けを積極的に行い、地域に根ざした犯罪予防活動の一層の充実強化を図ることが必要であるとする⁽⁹²⁾。

そして、(1) (保護観察官と保護司の) 協働態勢の維持強化、(2) 執務体制の整備、(3) 関係機関との連携強化を挙げている。具体的には(1)において、保護観察官の不足等の理由からやむを得ず日常的な処遇の大部分を保護司が担当している実情にあるとした上で、地域社会に大きな変化があるなど、これまでのように保護司に日常的な処遇の大部分を期待するのは困難な状況に立ち至っていると認められると指摘し、特に複雑困難な問題を抱えた対象者につき、保護観察官の直接的関与を深めるなどして、保護観察処遇の基軸である協働態勢を強化し、保護観察の充実を図るため、保護観察官の大幅な人員増が強く望まれるとしている。また、(2)において、コンピュータによる事件管理システムの推進や必要に応じて複数の保護観察官が対象者を担当する複数主任官制などを求めるとともに、(3)において、医療、教育、福祉等の関係機関との連携や矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所間の連携の強化を求めている。

そして、依然として保護観察官数の大幅な不足が認められ、昭和47年の一部答申(本章1)において摘示したような問題状況は今なお改善されたとはいえない状況にあるとして、保護観察官の増員を求めた⁽⁹³⁾。その上で、「第5節 保護司制度の充実強化」において、①国民各層から適材を得る方策⁽⁹⁴⁾、②保護司研修の充実、③保護司の待遇の改善等⁽⁹⁵⁾を求めている。

4 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書『更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—』

平成18年6月、更生保護のあり方を考える有識者会議⁽⁹⁶⁾は、報告書として『更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—』⁽⁹⁷⁾(以下「平成18年報告書」

⁽⁹¹⁾ 同上、第3章第1節

⁽⁹²⁾ 同上

⁽⁹³⁾ 同上、第3章第4節1

⁽⁹⁴⁾ 「学校関係者や社会福祉関係者等幅広い分野から保護司の適任者の推薦を得るなどして、保護司候補者を確保することが特に重要」、「保護司会において保護司候補者の確保及び育成についての努力が組織的に行われるよう助言・指導に努めるべき」とされている(同上、第3章第5節1)。

⁽⁹⁵⁾ 「現在、保護司には活動に要した費用の全部又は一部が実費弁償というかたちで支給されているところであるが、昭和47年の一部答申において「保護司の経済的負担を軽減すること」を指摘した。実費弁償金については、年々増額が図られており、改善の努力が認められるが、保護司が活動のために要する経済的負担は依然として大きいものであり、引き続き実費弁償金の増額に努める必要がある。」とされている(同上、第3章第5節3)。

⁽⁹⁶⁾ 座長：野沢太三(社団法人日中科学技術文化センター会長・元法務大臣)、座長代理：金平輝子(日本司法支援センター理事長・日本更生保護女性連盟会長・元東京都副知事)、委員：清原慶子(三鷹市長)、佐伯仁志(東京大学法学部教授)、佐藤英彦(前警察庁長官)、瀬川晃(同志社大学法学部教授)、田中直毅(21世紀政策研究所理事長)、堀野紀(弁護士)、本江威憲(公証人・元最高検察庁公判部長・元法務省保護局長)、梶井成夫(前読売新聞東京本社論説委員)の各氏で構成。下線の肩書は筆者が追加。「更生保護のあり方を考える有識者会議」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_kouseihogo_index.html>

⁽⁹⁷⁾ 「「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書 更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—」2006.6.27. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/000010041.pdf>>

という。)を取りまとめた(図10)。

まず基本的認識として、我が国の更生保護制度は、これまで国民の十分な理解を得られず、あまりに脆弱な人的・物的体制の下で、民間に過度に依存してきたということを指摘している⁽⁹⁸⁾。

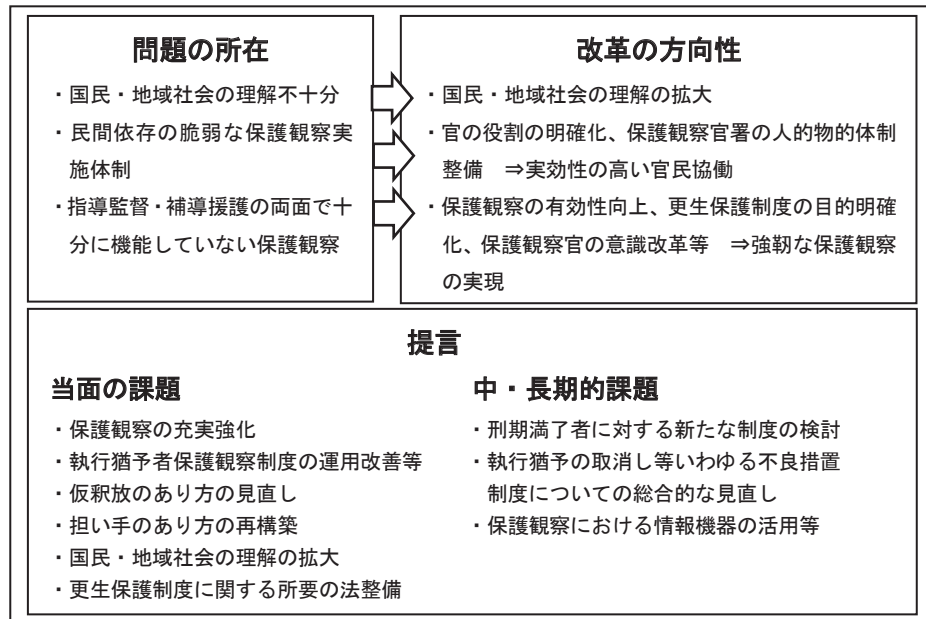
さらに、「問題の所在と改革の方向性」において、問題点3点を指摘し、その解決のための改革の方向性を示している。その上で、提言として、当面の

課題6点及び中・長期的課題3点を挙げている。

このうち、当面の課題に挙げられた「担い手のあり方の再構築」においては、保護観察所の保護司への対応の充実として、現在の地区担当官制度についてよりきめ細かな指導助言を可能にする観点からそのあり方に検討を加えるべきとするほか、保護観察所が休日夜間等勤務時間外における保護司からの緊急連絡に対応できる体制を強化すべきと指摘している。また、保護司適任者確保の方策として公募制の導入など方策の多様化を図るとともに、広報活動の強化を求めている。さらに、保護司活動に対する支援のあり方として、保護司が事件担当した際に負担感に見合う実費が支弁されていない現実などを踏まえ、実費の弁償という仕組みそのものを見直すことなどを含め、保護司に対する実費弁償金のあり方を見直すべきとし、自宅での面接指導も、処遇効果を高めるために一定の役割を果たしているものの、家族にも相当の負担をかける上、物理的に面接スペースを確保できない場合もあり、結果的に保護司適任者の確保を一層困難にする要因ともなっているため、保護司の面接場所を自宅以外の場所に確保するための方策を検討すべきとしている。そして、更生保護官署がその役割を適切に果たし、国民の期待にこたえていくためには、現場の第一線において保護観察事件を担当する保護観察官の数(約650名)を少なくとも倍増させる必要があり、その実現を国に強く求めるとしている。

平成18年報告書は、「おわりに」として、平成12年提言の主要な項目が実現されていないことに触れた後、「改革の実現に当たっては、法務省を始め、国が、現在の危機的な状況を招いた責任が自らにあることを謙虚に反省し、不退転の決意で、この提言事項に沿った強靱な更

図10 平成18年報告書の全体像



(出典)「「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書 更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり, 地域づくりを目指して—」2006.6.27. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/000010041.pdf>> を基に筆者作成。

⁽⁹⁸⁾ 「更生保護制度は、年間約6万人の保護観察対象者に対し、5万人弱の保護司と約1,100人の保護観察所職員(現場の第一線で保護観察事件を担当する保護観察官は約650人)が「官民協働」を支えている。」としている(同上, p.1.)。

生保護制度実現のための具体的な改革を推進することを要望する。」と厳しく指摘している⁽⁹⁹⁾。

法務省は、この報告書に基づき、更生保護制度改革を内容とする更生保護法案を取りまとめ、平成19年3月2日に国会に提出し、国会において同年6月8日に法律として成立した。これは犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法を整理・統合したものであり、その概要は、①目的の明確化、②保護観察の充実強化（遵守事項の整理・充実等）、③犯罪被害者等が関与する制度の導入、④生活環境の調整の充実、⑤保護観察官と保護司の役割の明確化というものである⁽¹⁰⁰⁾。

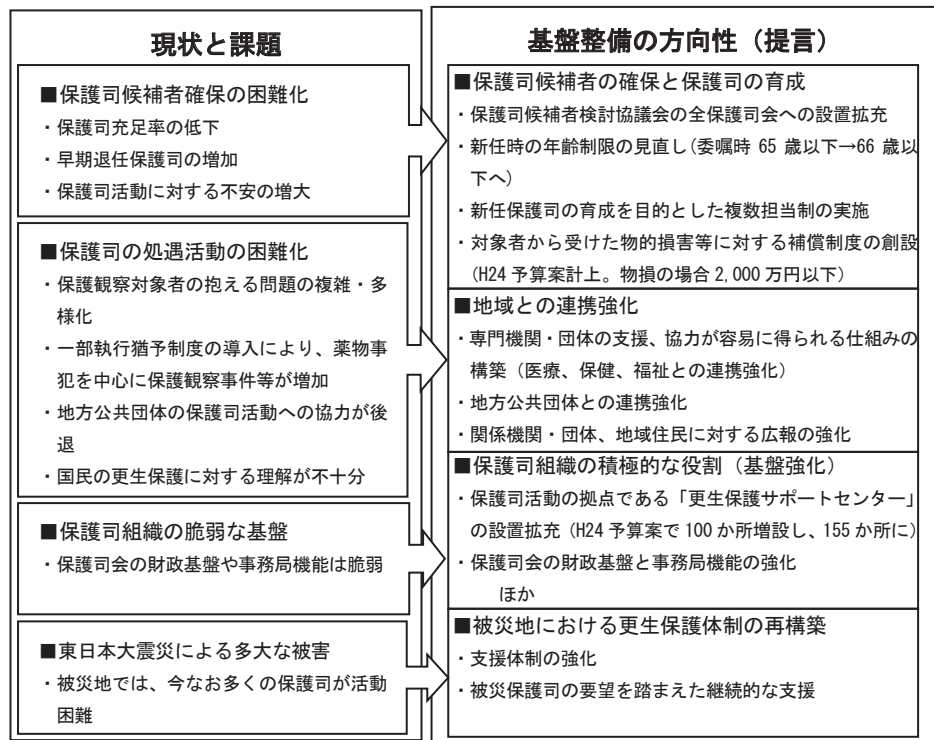
また、平成16年度から実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、平成20年度から保護司候補者検討協議会の設立が進められている。これは、保護観察所長及び保護司会長が保護司候補者の人材情報の収集・交換を行うために、5人以上の委員で組織する会議体で、委員は、保護司、町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、教育関係者、保健・医療関係者、青少年関係団体関係者、地方自治体関係者、経済・産業関係団体関係者、更生保護関係団体関係者その

他地域の事情に通じた学識経験者から選定し、保護司以外の委員には謝金を支給するとされている⁽¹⁰¹⁾。

5 保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書

平成24年3月21日、保護司制度の基盤整備に関する検討会⁽¹⁰²⁾は、報告書⁽¹⁰³⁾（以下「平成24年報告書」という。）を取りまとめた（図11）。平成

図11 平成24年報告書の全体像



（出典）「保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書」2012.3.21。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/000098853.pdf>> を基に筆者作成。

⁽⁹⁹⁾ 平成18年報告書に対して、日本弁護士連合会が意見を取りまとめ、報告書を基本的に評価しているほか、保護観察官の任用制度、保護司の有給制などを提言している（日本弁護士連合会「「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書に対する意見」2006.9.15。<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2006/060915_2.html>）。

⁽¹⁰⁰⁾ 法務省法務総合研究所編『犯罪白書 令和元年版』2019, pp.166-167; 今福章二「更生保護の制度的発展と息の長い支援法による将来像」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』14号, 2021, pp.58-59。

⁽¹⁰¹⁾ 総務省行政評価局 前掲注(45), pp.114-115。

⁽¹⁰²⁾ 宮川憲一座長（全国保護司連盟副理事長）、保護司委員11名（藤原卿子（北海道・滝川地区保護司会会長）、池田數和（茨城県保護司会連合会会長）、志村厳（埼玉県・さいたま浦和保護区保護司）、飯野きみ子（千葉県・野田地区保護司会副会長）、仙浪博一（東京都・豊島区保護司会会長）、師康晴（神奈川県・泉保護区保護司）、西中間貢（全国保護司連盟事務局長）、小林聖仁（長野県保護司会連合会会長）、進藤公美恵（兵庫県・垂水保護区保護司）、井上文夫（徳島県・小松島地区保護司会事務局長）、黒江明男（鹿児島県保護司会連合会会長）、学識経験者委員2名（炭谷茂（恩賜財団済生会理事長、元環境事務次官）、松原忠義（東京都大田区長、保護司））の各氏で構成。下線の肩書は筆者が追加。「保護司制度の基盤整備に関する検討会」委員名簿 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/000098854.pdf>>

⁽¹⁰³⁾ 「保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書」2012.3.21。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/>>

24年報告書では、現状と課題4点を挙げ、これに対応した基盤整備の方向性を提言している。

この平成24年報告書を受けて、平成26年3月に、法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、保護司の安定的確保に関して国と保護司組織が共有すべき基本理念と行動計画を示した「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定した。これは、①保護司適任者の確保、②経験年数の少ない保護司に対する支援、③効果的かつ効率的な保護司活動のための取組、④保護司活動についての広報啓発活動といった項目で構成されている⁽¹⁰⁴⁾。具体的には、保護司候補者検討協議会の柔軟な開催や地方公共団体等への人材情報の提供依頼を組織的に行うこと、保護司の身分を有さない人たち⁽¹⁰⁵⁾を保護司会の協力者として受け入れ、保護司会の活動の支援を得るための方策を検討すること、経験年数の少ない保護司の相談支援体制を充実すること、保護観察所が、経験年数が少ない保護司ができるだけ早期に保護観察事件又は生活環境調整事件を担当できるよう努め、そのための方策として複数担当制も活用することに配慮すること等について記載している⁽¹⁰⁶⁾。

この基本的指針は、平成31年3月に改訂され、①働いている世代を始めとした比較的若い年齢層にある人に保護司になってもらえるよう、実効性のある取組を推進すること、②全ての保護司がやりがいを感じ、長く、活発に活動を続けられるよう、必要な支援を講じること、③保護司活動で得られた豊富な経験や知見が、保護司組織に共有され役立てられるような仕組みを設けることという基本的な考え方の下に、組織的な人材情報の収集⁽¹⁰⁷⁾、地方公共団体との協力の推進（新設）、保護司活動を体験するための取組の推進（新設）⁽¹⁰⁸⁾、新たに保護司に委嘱される際の年齢制限に関する検討（新設）、保護司の活動意欲の尊重、経験年数の少ない保護司に対する支援等について見直しを行っている⁽¹⁰⁹⁾。

さらに、法務省は、平成26年6月に総務省とともに通知を発出し、地方公共団体に対して、①保護司候補者に関する情報提供等、②更生保護サポートセンターの設置場所の確保等に係る便宜供与、③保護観察対象者等の社会復帰支援についての連携、④職員に保護司活動等について説明する機会の提供、⑤広報誌やホームページへの保護司紹介記事の掲載について協力を依頼している⁽¹¹⁰⁾。また、令和元年度には、法務省は、保護司適任者の確保に関し、若年層を含

[content/000098853.pdf](#)>

(104) 法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」『更生保護』65(2), 2014.2, pp.17-21.

(105) 保護司を退任した人や、現時点では都合により直ちに保護司になることができない人等

(106) 総務省行政評価局 前掲注(45), pp.192-193.

(107) 必要な人材の具体的な情報を持っていると思われる人を構成員とする保護司候補者検討協議会を積極的に設置・運営すること等を内容とする（同上, pp.191-192.）。

(108) 保護司活動インターンシップへの積極的取組等を内容とする（同上, p.192.）。

(109) 法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係「「保護司の安定的確保に関する基本的指針」の見直しについて」『更生保護』70(4), 2019.4, pp.44-48. なお、この基本的指針（改訂版）の着実な実施に向けて、「保護司の安定的確保のための10のアクションプラン」（同上, p.194.）が策定されている。

(110) 「保護司活動に対する御理解・御協力について（依頼）（平成26年6月30日付け総行政第107号・法務省保更第72号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知）（抄）」総務省行政評価局 同上, p.195.）。さらに、①保護司の人材確保、②更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について、令和元年に改めて通知を発出している（「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）（令和元年5月8日付け総行政第4号・法務省保更第1号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知）（抄）」同, pp.195-196.）。また、法務省単独でも地方公共団体に協力依頼をしている（「保護司活動に関する地方公共団体に対する協力等依頼について（通達）（平成26年6月30日付け法務省保更第73号法務省保護局長通達）（抄）」同, p.217; 「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について（通達）（令和元年5月8日付け法務省保更第2号法務省保護局長通達）（抄）」同, p.218.）。

む幅広い年齢層や多様な職業分野の国民に対して保護司活動等について効果的に訴求する方策について調査研究を実施し、調査結果を取りまとめたマニュアルを作成した。さらに、令和2年2月に法務省と更生保護法人全国保護司連盟が共同で「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を発出し、令和2年度には、更生保護官署と保護司組織がより緊密に連携し、保護司の適任者確保に向けた取組を緊急的かつ強力に推進するため、地方対策本部の設置を進めた⁽¹¹¹⁾。

V 保護司制度の課題

以下、保護司制度の課題について、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書⁽¹¹²⁾（以下単に「報告書」という。）を中心に概観する。

1 報告書の全体像

令和6年10月3日、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会⁽¹¹³⁾は、報告書を取りまとめ、牧原秀樹法務大臣に提出した。報告書概要に掲げられた今後講じていく施策等として、①推薦・委嘱の手順、年齢条件については、公募の取組の施行、委嘱時上限年齢の撤廃など、②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化については、分担制の否定など、③待遇、活動環境については、報酬制の否定、保護司実費弁償金の充実など、④保護司の使命については、保護司法制の見直しなど、⑤保護司の安全確保については、面接場所・面接方法の選択肢の拡充、保護観察等の実施体制の強化などを打ち出している（図12）。

図12 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）（抄）

<p>5. 今後講じていく施策等</p> <p>① 推薦・委嘱の手順、年齢条件 公募の取組を試行／委嘱時上限年齢を撤廃／任期の見直し／国際化への更なる対応</p> <p>② 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化 保護司活動の分担制はなじまない／デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減／犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化</p> <p>③ 待遇、活動環境 報酬制はなじまない／保護司実費弁償金の充実／現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備／国際的な情報発信の一層の推進</p> <p>④ 保護司の使命 保護司法制等の見直しを検討（使命、具備条件、地方公共団体の協力等）／保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討</p> <p>⑤ 保護司の安全確保 安心して保護司活動を継続するための取組の強化／保護司の家族への支援の充実／面接場所・面接方法の選択肢の拡充／保護観察等の実施体制の強化（保護観察官の増員など）</p>
--

（出典）法務省保護局「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）」<<https://www.moj.go.jp/content/001425553.pdf>> を基に筆者作成。

2 推薦・委嘱の手順、年齢条件

(1) 公募制

報告書では「保護司の人脈のみに頼るのではなく、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を既に実施している保護司会があることを踏まえ、…（中略）…保護観察

(111) 法務省編『再犯防止推進白書 令和3年版』2022, pp.168-170. <<https://www.moj.go.jp/content/001341441.pdf>>

(112) 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(3)

(113) 倉吉敬座長（前中央更生保護審査会委員長）、井上東（公認会計士、法務省政策評価懇談会構成員）、川出敏裕（東京大学大学院法学政治学研究科教授、再犯防止推進計画等検討会構成員）、清永聡（日本放送協会解説主幹）、小西暁和（早稲田大学法学学術院教授）杉本景子（千葉県保護司）、野見山優子（福岡県保護司）、宮川崇（香川県保護司）、柳川義信（神奈川県保護司）、山元俊一（東京都保護司）、横田響子（株式会社コラボボ代表取締役）及び押切久遠（法務省保護局長）の各氏で構成。「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会構成員（令和6年4月1日）」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi07200001_00011.html>

所においては、…（中略）…公募の取組を試行すること。」⁽¹¹⁴⁾とされた。ただ、ここで想定しているのは、一般的に広く応募を求めるものではなく、飽くまで保護司活動インターンシップや保護司セミナーなどを通じて保護司候補者を募集する取組とされる⁽¹¹⁵⁾。

(2) 委嘱時上限年齢の撤廃

報告書では「社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、新任委嘱時の上限年齢を撤廃すること。」⁽¹¹⁶⁾、「退任年齢の引上げについて検討すること。」⁽¹¹⁷⁾とされた。この点、高齢化の進展や定年延長により必要という賛成意見⁽¹¹⁸⁾もある一方、保護司会の年齢構成も大事だし、対象者に若者もいるので、年齢制限を上げるのは安易である⁽¹¹⁹⁾、高齢化によって70歳を過ぎると活動は低調になるので、委嘱年齢の引上げは難しい⁽¹²⁰⁾といった意見もあったところである。

(3) 国際化

報告書では「国際化に更に対応するため、保護観察所において、保護司会の意向や管内地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司又は保護司活動の協力者として確保したり、当該人材の協力を得て外国人との共生について理解を深めるための研修を実施したりするようにすること。」⁽¹²¹⁾とされた。外国人の保護司を認めるべきという意見⁽¹²²⁾も述べられたが、法務省から、原則としては、保護観察という正に公権力の執行を担うという部分なので、当然の法理⁽¹²³⁾により外国人は保護司になれないという整理である⁽¹²⁴⁾と説明された。

⁽¹¹⁴⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.7.

⁽¹¹⁵⁾ 「第4回議事録」2023.8.30, p.4. (中島企画調整官発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001403109.pdf>> これは、完全な自薦方式にはその人の適格性を見極めるための特別な仕組みが必要（「第3回議事録」前掲注(44), p.21. (川出構成員発言)）、公募の応募者に対しては保護司としての資質を短時間で見分けていかなければならないので実態との落差が生じる可能性がある（「第7回議事録」2024.2.21, p.7. (山元構成員発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001415629.pdf>>）、公募の応募者について、最終的な各保護司会の判断に委ねるとするのは難しく、保護観察所で不適任と言えるようにしていかないといけない（「第7回議事録」同, pp.17-18. (柳川構成員発言)）、公募の応募者に「準保護司」のようなインターンシップを活用して問題があれば正規に登録できないようにすることも考えられる（「第7回議事録」同, pp.18-19. (小西構成員発言)）といった意見を受けたものとなっている。

⁽¹¹⁶⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.7.

⁽¹¹⁷⁾ 同上

⁽¹¹⁸⁾ 「第3回議事録」前掲注(44), p.3. (小西構成員発言); 「第8回議事録」2024.3.28, pp.14-15. (柳川構成員発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001417606.pdf>>

⁽¹¹⁹⁾ 「第6回議事録」2023.12.21, p.24. (野見山構成員発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001410110.pdf>>; 保護司の高齢化の一方、対象者に少年が多いことから世代的なギャップが大きいことも指摘されている (川出・金 前掲注(11), p.282.)。

⁽¹²⁰⁾ 「第8回議事録」前掲注(118), p.10. (野見山構成員発言)

⁽¹²¹⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.9. なお、法務省から、今福[保護司みらい研究所]代表からのヒアリングを踏まえ、加筆されたものと説明されている（「第12回議事録」2024.8.29, p.1. (中島企画調整官発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001425185.pdf>>）。ヒアリング内容は、法務省ホームページでは非公開であるが、保護司みらい研究所ホームページの「持続可能な保護司制度の確立のために」pp.4-5に「外国人との共生社会の実現にどう関わるかは避けては通れない課題である。」という問題提起がある（今福章二「持続可能な保護司制度の確立のために」2024.4.19, pp.4-5. 保護司みらい研究所ウェブサイト <<https://mirai07.info/wp-content/uploads/2024/06/持続可能な保護司制度検討会ヒアリング提出意見（今福）2024年4月19日.pdf>>）。

⁽¹²²⁾ 「第12回議事録」同上, pp.23-24. (清永構成員発言)

⁽¹²³⁾ 外国人の官職への任用については、いわゆる当然の法理に基づき「公権力の行使又は国家意思の形成に参画する官職」への就任については日本国籍を要すると解されている（内閣法制局の法制意見（昭和28年3月25日法制局1発第29号）（吉田耕三・尾西雅博編『逐条国家公務員法 第2次全訂版』学陽書房, 2023, pp.87-88.）。

⁽¹²⁴⁾ 「第12回議事録」前掲注(121), p.24. (中島企画調整官発言)。保護司を外国人に委嘱することは一度断念された経緯があるとされている（松本 前掲注(37), p.64.）。

3 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

(1) 保護司の職務の種類に応じた分担制（担当制）

保護司の職務には、大きく分けて、保護観察や生活環境の調整などの「処遇活動」と、犯罪予防活動を始めとする「地域活動」⁽¹²⁵⁾がある。そのどちらか一方のみを担当する分担制については、処遇活動は負担が重いが地域活動には参加したいという者もいるという紹介もされたが⁽¹²⁶⁾、処遇活動をしない保護司については認めるべきでないという意見が多かった⁽¹²⁷⁾ことから、報告書では「保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。」⁽¹²⁸⁾とされた。なお、保護司会の事務については、ICT化を進めながら量を削減するべきで、事務担当の保護司を置くというより、保護司会等に事務専門の職員を別途配置できるようにすべきとの意見⁽¹²⁹⁾が述べられ、報告書では「デジタル化を含め、保護司会の事務負担を軽減することなどにより、保護司が処遇活動と地域活動に専念できるような環境の整備を図ること。」⁽¹³⁰⁾とされた。

(2) 保護司の複数指名

この点、前述のとおり、総務省からも保護観察事件の担当の少なさが保護司の不安等につながっているとして複数指名制の積極的な活用が勧告されているところである⁽¹³¹⁾。

検討会では、複数指名制のメリット⁽¹³²⁾が挙げられた一方、懸念⁽¹³³⁾を示す意見もあった。大津事案⁽¹³⁴⁾後には、保護司の安全確保のための方策としても議論された。報告書では「保護観察事件や生活環境調整事件を担当する保護司の不安や負担を軽減するとともに、保護観察等の実施者としての保護司の処遇能力の維持・向上を図るため、保護観察所において、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司複数指名制を一層積極的に活用すること。」⁽¹³⁵⁾とされた。

(3) 保護観察官と保護司の協働態勢の在り方

保護観察所の組織体制の強化については、当初、保護司の負担軽減の観点から議論され⁽¹³⁶⁾、報告書では「保護司活動の構造的な負担軽減を図り、保護観察官と保護司の適切な協働態勢を

⁽¹²⁵⁾ 地域活動については、現在その重要性が増しているという指摘（「第4回議事録」前掲注(15)，p.24。（小西構成員発言））があり、保護司でできない活動に限定する方向で考えていくのが保護司の負担軽減の観点から望ましい（同，pp.21-22。（横田構成員発言），p.27。（川出構成員発言））、どのような地域活動が効果的か効果検証を行うことに意味がある（同，p.25。（小西構成員発言））という意見も述べられた。

⁽¹²⁶⁾ 同上，pp.10-11。（杉本構成員発言）

⁽¹²⁷⁾ 同上，p.27。（川出構成員発言），p.7。（山元構成員発言），p.20。（小西構成員発言）

⁽¹²⁸⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31)，p.14.

⁽¹²⁹⁾ 「第4回議事録」前掲注(15)，pp.20, 23。（小西構成員発言），p.27。（川出構成員発言）

⁽¹³⁰⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31)，p.14.

⁽¹³¹⁾ 総務省行政評価局 前掲注(45)，pp.165-166.

⁽¹³²⁾ 若手の保護司にとっては心強い、多くの保護司に事件を担当してもらえる（「第3回議事録」前掲注(44)，p.17。（井上構成員、山元構成員発言）；「第5回議事録」前掲注(53)，pp.16-18。（井上構成員発言））。

⁽¹³³⁾ 日程調整や指導方針の調整が必要となる、男性保護司2人がいると威圧感があり若い対象者は萎縮するのではないか（「第10回議事録」2024.6.27，pp.16-17。（野見山構成員発言）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001421866.pdf>>）。ただ、今後複数指名を行っていくべきとする。また、決まり事に全てなってしまうと面接が非常にやりづらいことが出てくると少し心配している（「第11回議事録」2024.7.29，p.21。（杉本構成員発言）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001423463.pdf>>）。

⁽¹³⁴⁾ 「はじめに」参照。

⁽¹³⁵⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31)，pp.14-15.

⁽¹³⁶⁾ 「第3回議事録」前掲注(44)，pp.27-28。（横田構成員、押切保護局長発言）；「第4回議事録」前掲注(15)，p.34。（井上構成員発言）

構築するため、保護観察官の育成を一層推進するとともに、各保護区の業務を複数の保護観察官が相互に協議・情報共有しつつ担当するユニット制⁽¹³⁷⁾の導入を進めるなど、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化すること。⁽¹³⁸⁾、「保護司と保護観察官の職務における関係性の在り方及び運用の見直しについて検討すること。」⁽¹³⁹⁾とされた。また、大津事案後は、保護観察官の増員や直接処遇を求める意見⁽¹⁴⁰⁾が述べられ、法務省からも、保護司の相談に乗ったり、直接的な関与を強めたりするという点で大事なので、努力していきたい⁽¹⁴¹⁾とされたことを受けて、「ユニット制の導入を含む更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員⁽¹⁴²⁾を含め、保護観察等の実施体制を強化すること。」⁽¹⁴³⁾とされた⁽¹⁴⁴⁾。

4 待遇、活動環境

(1) 報酬制、保護司実費弁償金

報酬制について、保護司をお願いするときに何も報酬がないのは信じられない、やりがい搾取と言われるという意見⁽¹⁴⁵⁾が述べられた一方、基本的には無償のボランティアという線は維持していくべき⁽¹⁴⁶⁾、金銭的報酬も考えられるがボランティア精神が失われる可能性もあり注意が必要⁽¹⁴⁷⁾、無給でもやるという人は保護司に向いているので辞めさせてしまうのはもったいない⁽¹⁴⁸⁾といった意見が述べられ、報告書では「保護司の無償性は、制度発足以来、利他の

⁽¹³⁷⁾ ユニット制について、「このような保護観察所体制の整備・再編は、保護司制度の持続的発展の帰趨を制するほどの影響を持つであろう。その意味で、本検討会の提言においては、保護観察所のこのようなシフトチェンジをさらに促すような項目を取り上げていただくことが重要だと考える。」との指摘がある(今福 前掲注⁽¹²⁾, p.13.)。

⁽¹³⁸⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注⁽³⁾, p.15。

⁽¹³⁹⁾ 同上, p.16。更生保護法第32条の「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、」という関係性、在り方が今後の持続可能な保護司制度の確立において適切なのかという問題意識から盛り込まれたと説明されている(「第4回議事録」前掲注⁽¹⁵⁾, p.3。(中島企画調整官発言))。この点、①同条の規定は、専門知識を持つ保護観察官が処遇の中心であって保護司はそれを補助する者とも読める、②保護観察官と保護司の活動は、主従の関係ではなくそれぞれの特性に応じた処遇の役割分担なので、同条の文言は誤解をうみかねないとして、例えば「協働」という言葉を使うなど文言を変えた方がよいという意見も述べられた(「第4回議事録」同, p.31。(川出構成員発言))。

⁽¹⁴⁰⁾ 「第11回議事録」前掲注⁽³³⁾, pp.14, 19。(柳川構成員発言), pp.16-17。(井上構成員発言), p.19。(清永構成員発言), p.20。(山元構成員発言), p.23。(野見山構成員発言); 「第12回議事録」前掲注⁽²⁾, p.19。(杉本構成員発言); 「第10回議事録」前掲注⁽³³⁾, p.11。(柳川構成員発言)

⁽¹⁴¹⁾ 「第11回議事録」同上, p.19。(押切保護局長発言)

⁽¹⁴²⁾ 法務省では、2025年度予算の概算要求で、国の保護観察官を134人増やすように求め(「法務省 保護観察官134人増へ」『読売新聞』2024.8.31.)、予算案において52人の増員(35人の純増)が認められた(令和7年度一般会計予算[案] p.540, 令和6年度一般会計予算, p.542.)。

⁽¹⁴³⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注⁽³⁾, p.37。

⁽¹⁴⁴⁾ この点、現状があまりにも保護司任せになっているとして、「保護観察官の増員が必要」とする指摘がこれまで触れてきた提言等を始めとして、現在に至るまで数多くみられる(瀬川晃「保護観察官制度の現実と問題点」『同志社法学』39(3・4), 1987.11. <<https://doshisha.repo.nii.ac.jp/records/18499>>; 「やりがい搾取」な保護司制度と専門家は問題視 「丸投げ」指摘も」『朝日新聞デジタル』2024.11.23。(岡邊健京都大学大学院教授の指摘); 「再犯防ぐ「細い糸」体制拡充を」『朝日新聞』2024.10.25。(最上恵子杉並区保護司会会長の指摘))。

⁽¹⁴⁵⁾ 「第5回議事録」前掲注⁽⁵³⁾, p.14。(杉本構成員発言); 「第7回議事録」前掲注⁽¹⁵⁾, p.15。(清永構成員発言)

⁽¹⁴⁶⁾ 「第5回議事録」同上, p.7。(山元構成員発言)

⁽¹⁴⁷⁾ 「第4回議事録」前掲注⁽¹⁵⁾, p.8。(山元構成員発言)。この点、ボランティアの理念だけを強調し続けると、一般とのかい離が大きくなり、インナーサークル化してしまうという危惧を抱く(「第7回議事録」前掲注⁽¹⁵⁾, p.15。(清永構成員発言))、仮に補助が出たとしても保護司は奉仕の精神に支えられた仕事であることは変わらないので、奉仕の精神にのっとらないから考えるべきではないと最初から門戸を閉ざすことは避けるべき(同上, p.10。(横田構成員発言))という意見も述べられた。なお、報酬の逆インセンティブのおそれも指摘されている(今福章二「(保護司の未来を一緒に考えよう) 街・トークラボで話そう」『更生保護』75(1), 2024.1, p.21; 今福 前掲注⁽²⁾, pp.7-8も同旨)。なり手が少ない理由として無給性を挙げたのは少数というアンケート調査結果もある(島本佳奈「現職保護司の認識からみる保護司定員充足率の低下要因とその対策に関する考察」『更生保護学研究』21号, 2022.12, p.34.)。

⁽¹⁴⁸⁾ 「第5回議事録」前掲注⁽⁵³⁾, p.17。(井上構成員発言)

精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があることから、報酬制はなじまない。」⁽¹⁴⁹⁾とされた。ただ、保護司の持ち出しをなくすために、一律に固定的な経費として実費弁償金に取り入れたり⁽¹⁵⁰⁾、有償のボランティアとして一定額の謝礼を支給したりすることはあっていい⁽¹⁵¹⁾という意見も述べられ、報告書でも「保護司実費弁償金の充実を図ること。」⁽¹⁵²⁾とされた。

(2) 保護司会の在り方、若手（現役）世代の参加促進

若手世代の参加促進に関連して、若手世代の活動の負担軽減⁽¹⁵³⁾、具備要件としての時間的余裕⁽¹⁵⁴⁾に関する意見が述べられた。自薦者が保護司会に溶け込めるかという懸念⁽¹⁵⁵⁾に関連して、溶け込めるという観点に違和感を持つ意見⁽¹⁵⁶⁾、溶け込めることが必要という意見⁽¹⁵⁷⁾の双方が述べられた。また、地域だけでなく、組織体ごとの保護司会など、もっと柔軟に保護司会を組めるようにしていくことも必要⁽¹⁵⁸⁾という意見も述べられた。保護司会費については、国からの弁償金では賄えない人間関係構築に必要な懇親会の費用に充てている⁽¹⁵⁹⁾と紹介された一方、保護司会費が不満感、不公平感、不透明といった点でネックになっていると聞いている⁽¹⁶⁰⁾という意見も述べられた。報告書では「次世代の保護司の育成が急務であることを踏まえ、保

⁽¹⁴⁹⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.22.

⁽¹⁵⁰⁾ 「第5回議事録」前掲注(53), p.7. (山元構成員発言)

⁽¹⁵¹⁾ 同上, p.12. (小西構成員発言), p.20. (川出構成員発言)。小西暁和「これからの社会福祉の展望 保護司制度の現状と課題」『月刊福祉』106(11), 2023.11, p.49も同旨。「そもそも、ボランティア＝無給ということではない。」として無給性を定める第11条は「改善される必要がある」とする指摘もある(多田庶弘「保護司制度のあり方—京都保護司宣言の採択を受けて—」『埼玉学園大学紀要 経済経営学部篇』21号, 2021.12, pp.34. <<https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1399>>)。また、東京社会福祉士会司法福祉委員会で実施したアンケート調査で、回答した社会福祉士27人中15人が保護司を「条件が合えば受任する」としつつ、13人が「専門職なので報酬があるべき」としている(小林良子「報告1 社会福祉士と保護司」『更生保護学研究』10号, 2017.6, p.95.)。

⁽¹⁵²⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.23. 保護司実費弁償金の充実を図ることとは、精神的、非金銭的な負担に対する弁償を含めてトータルの意味での充実を図ると理解された(「第10回議事録」前掲注(31), p.20-21. (小西構成員、中島企画調整官発言))。また、謝金的なものはあっていいが、実費弁償金のところで精神的な負担まで含めて考えるのであればある程度カバーできるという意見も述べられた(「第10回議事録」同, p.24. (川出構成員発言))。

⁽¹⁵³⁾ 「第3回議事録」前掲注(44), p.8. (横田構成員発言)

⁽¹⁵⁴⁾ 保護司の委嘱を断られる主な理由として「時間的余裕がない」ことが挙げられるので、時間的余裕を具備要件に入れない方がよい(「第6回議事録」前掲注(19), p.22. (井上構成員発言))。地方公共団体の職員をやりながら兼業届を出して保護司をしているが、再任の際に時間的余裕があると答えるのが苦しく思う(「第7回議事録」前掲注(13), pp.11-12. (杉本構成員発言))。

⁽¹⁵⁵⁾ 「第7回議事録」同上, p.7. (山元構成員発言)

⁽¹⁵⁶⁾ 保護司会になじんで溶け込むことに対して自分のパワーをそぐのは難しい(同上, p.22. (横田構成員発言))。公募の応募者に、向いている向いていない、輪に入れるか入れないかという見方は、(他の保護司との)横との関係ではなく、ケースの対象者との関係で見たい(同, p.24. (井上構成員発言))。強固にできあがった地域コミュニティの中にわざわざ入っていかねばならない苦痛、怖さをどうにか解除、解放するかしないと次の人が入ってこない(同, p.27. (宮川構成員発言))。この点、保護司本来の職責のほかに保護司会での円滑な交流を求められることに違和感と負担感があるとする指摘もある(菅原直美「保護司活動で感じる限界と可能性」『都市問題』114(5), 2023.5, pp.13-16.)。

⁽¹⁵⁷⁾ インナーサークル化は排他性を生んで組織が必ず衰退していく。ただ、個人だけで保護司として対応できるかは疑問で、教わって分かることもある。そこをなしに保護観察できるかは疑問である。いかに排他性を排除してやっていくかが一番頭が痛いところである(「第7回議事録」同上, pp.25-26. (山元構成員発言))。

⁽¹⁵⁸⁾ 「第5回議事録」前掲注(53), p.13. (小西構成員発言); 小西 前掲注(5), pp.48-49. なお、①地域のつながりに固執しない保護司及び保護司会の存り方を模索すること、②保護司会の組織運営等を民間委託し、保護司が保護司活動の周辺領域で強いられている負担を減らすこと(菅原 前掲注(5), p.17.)、地域管轄について横断的な保護司の確保(山元俊一「これからの保護司像」『罪と罰』61(2), 2024.3, p.80.)がそれぞれ提案されている。

⁽¹⁵⁹⁾ 「第5回議事録」同上, p.24. (山元構成員発言)

⁽¹⁶⁰⁾ 同上, p.21. (清永構成員発言)

護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に掲げる任務の内容及びその運用の見直しについて検討すること。』⁽¹⁶¹⁾などとされた。

5 保護司の使命等

(1) 保護司の使命

「「地域の浄化」の文言が時代にそぐわず伝わりにくい」という事務局案に賛成意見が多かったため⁽¹⁶²⁾、報告書でも「保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直しを検討すること。』⁽¹⁶³⁾とされた。

(2) 定数の充足

定数5万2500人⁽¹⁶⁴⁾については、定数削減に積極的な意見⁽¹⁶⁵⁾、慎重な意見⁽¹⁶⁶⁾が述べられたところ、報告書では「人口減少や高齢化、保護観察等事件数の減少を踏まえ、定数を見直すべきではないかなどの意見がある一方で、保護観察等事件数が減少して処遇活動の機会が少なくなっているものの地域活動の比重が増しており、地域活動には組織力として一定程度の規模が必要であることから定数は維持すべきであるなどの意見があることから、全国の保護司数の上限としての定数は維持』⁽¹⁶⁷⁾とされた。ただ、条件を緩和して事件を担当できない人を増やしても仕方がない⁽¹⁶⁸⁾、数だけでなく質の確保も大事⁽¹⁶⁹⁾という意見もあり、法務省からも、充足率を重く捉えすぎた⁽¹⁷⁰⁾とされたことから、報告書でも「保護司適任者の確保に当たっては、適格性を担保する観点から、定数の充足率のみにとらわれることなく、柔軟に運用すること。保護区ごとの保護司の定数については、地域の事情や保護司会の意向を勘案して、適時適切に見直すこと。』⁽¹⁷¹⁾とされた。

6 保護司の安全確保

(1) 保護司の安全確保一般

保護司の安全確保については、大津事案後に集中的に議論され、対象者の選定、保護司の家

⁽¹⁶¹⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.24.

⁽¹⁶²⁾ 「第6回議事録」前掲注(119), p.6. (山元構成員発言), p.8. (井上構成員発言), p.9. (川出構成員発言), pp.9-10. (小西構成員発言)。代案としては、「地域社会の安心・安全が確保されるよう努め」、「地域社会を保護し」などが挙げられた。

⁽¹⁶³⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), pp.29-30.

⁽¹⁶⁴⁾ ある保護区の定数を減らした場合、他の保護区の定数を増やして各保護区の定数の合計が第3条の全国の定数と同じにするように運用されてきた（「第6回議事録」前掲注(119), p.16. (川出構成員と押切保護局長発言)。なお、法律上の定数を減らさない理由としては、①犯罪情勢が変わって保護観察対象者が増えたときに定数を増やすためにまた法改正が必要になってしまう、②地域活動を行うためには一定の組織規模が必要ということが挙げられている（同, p.16. (押切保護局長発言)）。

⁽¹⁶⁵⁾ 「第3回議事録」前掲注(44), p.15. (野見山構成員発言)

⁽¹⁶⁶⁾ 同上, pp.15-16. (山元構成員発言); 「第6回議事録」前掲注(119), p.15. (小西構成員発言)

⁽¹⁶⁷⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.30.

⁽¹⁶⁸⁾ 「第3回議事録」前掲注(44), p.12. (井上構成員発言)

⁽¹⁶⁹⁾ 同上, p.29. (杉本構成員発言)

⁽¹⁷⁰⁾ 保護司の減少傾向に歯止めをかけたいという思いがあり、一つの目安が充足率ということで、重く捉えすぎてしまったところがあり、それが充足率にそんなにこだわるべきではないという保護司の方々の意見につながっているのではないかと（「第6回議事録」前掲注(119), p.18. (押切保護局長発言)。なお、定員数の充足だけをもって評価するのはもはや時代にそぐわない方法であるとして、保護司の役割と数を再定義すべきとする指摘もある（島本 前掲注(44), p.36.）。

⁽¹⁷¹⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.30.

族への説明⁽¹⁷²⁾といった観点から意見が述べられた⁽¹⁷³⁾一方、処遇効果等の観点からの懸念も述べられた。

報告書では「保護観察官は、…（中略）…能動的に、個別のケースに係る保護司の不安等を適時的確に把握し、これに応じて保護観察官による直接担当としたり、保護司複数指名制を活用するなどの適切な措置を速やかに講じること。」⁽¹⁷⁴⁾、「保護司の安全の確保や不安の軽減は重要であるが、保護司と保護観察対象者等との面接の在り方について、一律にルールを設けることは、処遇活動の基本である保護司による面接の実質を損なったり、臨機応変な面接の実施を妨げたりするおそれがあり、個別の事案や状況等に応じて、面接の実を挙げつつ安全・安心が確保される面接の方法等を柔軟かつ円滑に選択することができるようにする必要がある。」⁽¹⁷⁵⁾などとされた。

また、保護司業務の負担軽減のために ICT 化を進めることが議論されていたが⁽¹⁷⁶⁾、大津事案後には保護司の安全確保策としても位置付けられ⁽¹⁷⁷⁾、報告書では「保護観察官や、…（中略）…他の保護司…（中略）…等が、対面で、あるいは、情報通信技術（ICT）を活用してオンラインで同席…（中略）…することなどができるようにすること。」⁽¹⁷⁸⁾とされた。

(2) 面談場所・面接方法の選択肢の拡充

令和元年度末までに全ての保護区において更生保護サポートセンター⁽¹⁷⁹⁾の設置がなされた⁽¹⁸⁰⁾が、総務省からもサポートセンターの面接利用は低調であるとして、面接場所確保を市町村に依頼したり、サポートセンターの設置場所、開所時間を見直すこと等が勧告されている。

検討会では、保護司の活動環境として議論されていたサポートセンターについて、大津事案後は保護司の安全確保策としても位置付けられた。サポートセンターの法制化について積極的な意見⁽¹⁸¹⁾があり、報告書では「更生保護サポートセンターの法定化などの必要な方策につい

⁽¹⁷²⁾ 安全そうな対象者だけ保護司に任せて欲しい（「第 10 回議事録」前掲注⁽¹³³⁾、p.17.（杉本構成員発言）。保護司の家族に対して、保護司活動の実際について説明をしていくことが必要である（「第 11 回議事録」前掲注⁽¹³³⁾、pp.15-16.（倉吉座長発言）。保護観察官が関与する形でそれぞれの対象者についてより慎重にリスク評価すること、保護観察官が関与する形で保護司の家族への説明の機会を設けることなどを優先してやるべきである（「第 11 回議事録」同、p.17.（川出構成員発言））。

⁽¹⁷³⁾ 若干気がかりなのは、保護観察対象者は危険な存在であるというイメージを前提に新たな制度や運用が組み立てられてしまうことである（「第 11 回議事録」同上、p.17.（川出構成員発言）。面接場所、複数担当など、決まり事に全てなってしまうと、面接が非常にやりづらいが出てくると少し心配している（同、p.21.（杉本構成員発言））。

⁽¹⁷⁴⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注⁽³¹⁾、p.35.

⁽¹⁷⁵⁾ 同上、p.37.

⁽¹⁷⁶⁾ 「第 4 回議事録」前掲注⁽¹¹⁵⁾、p.18（井上構成員発言）、p.19.（横田構成員発言）、p.23.（小西構成員発言）、pp.25-26.（山元構成員発言）。なお、総務省からも、保護司の報告書作成・提出の負担軽減のための ICT 化の推進が勧告されている（総務省行政評価局 前掲注⁽⁴⁵⁾、pp.78-86.）。

⁽¹⁷⁷⁾ 「第 10 回議事録」前掲注⁽¹³³⁾、pp.3, 6.（山元構成員発言）、pp.14-15.（宮川構成員発言）

⁽¹⁷⁸⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注⁽³¹⁾、p.37.

⁽¹⁷⁹⁾ 地区保護司会に設置されている保護司活動を行うための拠点。保護観察対象者等との面接場所として利用されるほか、保護司同士の協議や情報交換、犯罪予防活動を行う上での企画・実施、情報発信、関係機関との連携等の場としての機能を有している（日本更生保護学会編 前掲注⁽¹⁾、p.145.）。

⁽¹⁸⁰⁾ さらに、面接場所の確保にかかった経費に対する実費弁償金が令和 6 年度から新しく予算措置されており、7 月中旬に、総務省と法務省の連名で、地方公共団体に面接場所の確保に絞った協力依頼がなされている（「第 11 回議事録」前掲注⁽¹³³⁾、p.19.（押切保護局長発言）。「保護司の面接場所の確保に対する一層の御理解・御協力について（依頼）」（令和 6 年 7 月 12 日付け総行政第 150 号・法務省保更第 98 号）更生保護ネットワークウェブサイト <https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/data_files/view/4325/mode:inline>

⁽¹⁸¹⁾ 「第 6 回議事録」前掲注⁽¹¹⁹⁾、p.7.（山元構成員発言）；「第 7 回議事録」前掲注⁽¹¹⁵⁾、p.18.（小西構成員発言）

て検討すること。』⁽¹⁸²⁾とされた。また、サポートセンターの使い勝手の悪さ⁽¹⁸³⁾、利用可能な場所確保⁽¹⁸⁴⁾、各種連携の推進の必要性⁽¹⁸⁵⁾に関する意見が述べられた。報告書では「保護司や保護観察対象者等の利便性を踏まえた設置場所や利用時間（平日夜間・休日）となるようにするなどの更生保護サポートセンターの充実化を図る」ための地方公共団体との協議について、「保護司・保護司会任せにせず、保護観察所において積極的に支援すること。』⁽¹⁸⁶⁾、「更生保護サポートセンターの保護区内の複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充すること。』⁽¹⁸⁷⁾とされた。

おわりに

保護司制度の発展には、沿革上常に国家予算の不足という問題が付きまどってきた。しかし、明治時代の篤志家を始めとする全国各地の保護司の方々の献身的努力が予算の不足を補って、保護司制度を発展させてきた。それに伴って、保護司（司法保護委員）制度についての政府の説明も、戦前の「本来国の事業だが財政状況の考慮からとりあえず」⁽¹⁸⁸⁾という説明から、戦後復興期の「民間でやる方がうまくいく、ただ財政状況の考慮もある」⁽¹⁸⁹⁾、さらには現在の「世界に誇るべき日本の宝」⁽¹⁹⁰⁾へと変化してきた。ただ、誰にでもできるわけではない献身的努力が制度を支えてきたということは、今後同様に制度を支えることができるか、すなわち持続可能性について疑問が生じることになる⁽¹⁹¹⁾。これまで保護司制度が存続してきたことの根底にあるのは、保護司の充実感、生きがいとされる⁽¹⁹²⁾が、現在ではこれを「やりがい搾取」⁽¹⁹³⁾とする批判もなされている。保護司の適任者の安定的確保は、古くから課題とされてきたことであるが、近年、高齢者雇用の進展、プライバシー意識の高まりなどにより、ますます問題が難しくなっている面がある。保護司制度は、世界的にも類を見ないとされているが、国内的には、自治会・町内会、民生委員、消防団など地域において行政を支える類似のボランティア制度があり、担い手の確保など同様の課題を抱えている⁽¹⁹⁴⁾。保護司については、都市化や地

⁽¹⁸²⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), pp.23-24, 31.

⁽¹⁸³⁾ 「第10回議事録」前掲注(33), p.15. (宮川構成員発言)

⁽¹⁸⁴⁾ 「第11回議事録」前掲注(33), pp.17-18. (川出構成員発言)

⁽¹⁸⁵⁾ 「第10回議事録」前掲注(33), p.26. (井上構成員発言)

⁽¹⁸⁶⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.24.

⁽¹⁸⁷⁾ 同上, p.37.

⁽¹⁸⁸⁾ 前掲注(68)

⁽¹⁸⁹⁾ 第7回国会参議院法務委員会会議録第19号 前掲注(9)

⁽¹⁹⁰⁾ 第210回国会参議院法務委員会会議録第2号 令和4年10月27日 p.3. (葉梨康弘法務大臣答弁)。なお、令和3年3月7日、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）のサイドイベントとして、世界保護司会議が開催され、保護司制度が「HOGOSHI」として世界に発信されている（「京都 kongressにおける更生保護の国際発信」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo-kokusai02.html>>）。

⁽¹⁹¹⁾ 昭和40年代に保護観察官になった者が「社会奉仕の精神のみに頼り、無報酬で過度な負担を求める保護司制度は長続きするはずはなく、いずれ崩壊すると考えてきた」と述懐する（御厨勝則「報告5 保護司・保護司制度への期待と保護司確保に係る課題等」『更生保護学研究』10号, 2017.6, p.102.）。

⁽¹⁹²⁾ 同上

⁽¹⁹³⁾ 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」前掲注(31), p.18.

⁽¹⁹⁴⁾ 「特集1 地域の「担い手」不足」『都市問題』114(5), 2023.5, pp.3-39; 廣瀬隆人「保護司の確保と地域づくり 担い手の育成」『更生保護』72(4), 2021.4, pp.6-11. 特に消防団は、引退年齢が保護司より早い傾向があることから、構成員の本格的減少、組織のガバナンス、報酬制を導入したときの問題点、外国人の構成員の位置付けなどが課題となっており、これからの保護司制度の課題を考える上でも示唆に富むと思われる。消防団の課題につ

縁共同体の衰退につれて、地域に根ざした処遇が行いにくくなっているといったことも指摘されている⁽¹⁹⁵⁾。

また、保護司は民間のボランティアであり、保護司への危害が具体的に懸念される場合や処遇困難な対象者については、保護司に担当を依頼することは難しい⁽¹⁹⁶⁾とされているが、大津事案によりそのことが更に明らかになったともいえる。

今回の検討会は、このような状況に対処して持続可能な保護司制度の確立のための方策を探るものである。その報告書に対しては、主として報酬制の見送りについて、「人の心に響く利他の精神という理念を守った上で、保護司の活動を後押しする提言になった」⁽¹⁹⁷⁾と賛意を示す意見がある一方、「保護司の報酬制導入が見送られた。活動内容の分担制も盛り込まれず、「骨抜き」ともいえる内容となった。」⁽¹⁹⁸⁾、報酬制を見送ったことや公募制を試行にとどめたことについて「見直し内容は全体的に小粒なものとなった。」⁽¹⁹⁹⁾という評価もある。

今回の報告書により保護観察官の積極的関与に伴うその業務の増加も考えられ、近い将来に高齢の保護司の相当数の退職も見込まれる。今回の報告書において保護司の報酬制は見送られたので、「医学、心理学、福祉などの専門家を保護司として採用する道」⁽²⁰⁰⁾については、「専門職なので報酬があるべき」⁽²⁰¹⁾という考え方からは難しくなったともいえる。

ただ、複雑多様化する対象者の諸問題に保護観察所だけで対処するのは困難であるから、医療、教育、福祉等の関係機関との連携がますます必要になってきている⁽²⁰²⁾ということは従来から指摘されており、実際に地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）⁽²⁰³⁾など多機関連携も進められてきている。保護観察官と保護司の協働態勢も「民間ボランティアとの連携」として多機関連携の一態様とも捉えられており⁽²⁰⁴⁾、今後、保護司を含む様々な機関の連携の下、どのような形の更生保護制度が形成されていくかが注目される。

(いしはら たかし)

いては、坂元英毅「消防団のこれから—組織ガバナンスの観点から—」『都市問題』114(5), 2023.5, pp.28-33 参照。

(195) 川出・金 前掲注(11), p.282; 藤野 前掲注(11), pp.15-16; 岡邊 前掲注(11), pp.15-16.

(196) 今福・小長井編 前掲注(5), p.7.

(197) 今福章二中央大学客員教授（「論点 保護司の将来像は」『毎日新聞』2024.11.22.）

(198) 「「制度変えたくないのか」現役保護司らが批判、法務省報告書案で報酬制導入見送り」『産経新聞』（電子版）2024.8.31.

(199) 「保護司の報酬制見送り 任期は3年に延長（法務省）」『福祉新聞 web』2024.10.15. <<https://fukushishimbun.com/fukushiippan/37303>>

(200) 瀬川晃「保護司制度の課題」『更生保護』46(5), 1995.5, p.9.

(201) 小林 前掲注(5), p.95.

(202) 吉田研一郎「保護観察処遇の現状と課題」『法律のひろば』55(5), 2002.5, p.40.

(203) 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする事業。平成21年度から開始された（「高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html>; 「地域生活定着促進事業」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001345180.pdf>>; 今福・小長井編 前掲注(5), pp.162-164.)。

(204) 松本編著 前掲注(3), p.234.